

**第4期南阿蘇村  
地域福祉計画及び地域福祉活動計画  
【計画案】**

**令和8年3月現在**

**熊本県 南阿蘇村**

**熊本県 南阿蘇村社会福祉協議会**



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 地域福祉の基本的な考え方.....	2
3 計画の位置付けと期間.....	4
4 計画の策定体制.....	6
第2章 南阿蘇村の現状.....	7
1 統計からみる現状.....	7
2 住民アンケート調査の結果.....	13
3 関係団体ヒアリング調査・ワークショップの結果.....	25
4 南阿蘇村の地域福祉に関する課題の整理.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 基本理念.....	32
2 基本目標.....	33
3 施策の体系.....	34
第4章 地域福祉計画.....	35
基本目標1 みんなで支え合う地域づくり.....	35
基本目標2 地域を支える基盤づくり.....	41
基本目標3 安全・安心な環境づくり.....	46
第5章 地域福祉活動計画.....	50
1 基本方針及び事業体系.....	50
2 第4期南阿蘇村地域福祉活動計画.....	54
第6章 南阿蘇村成年後見制度利用促進基本計画.....	61
1 計画の策定にあたって.....	61
2 南阿蘇村の成年後見制度を取り巻く現状.....	62
3 取組内容.....	63
第7章 南阿蘇村再犯防止推進計画.....	65
1 計画の策定にあたって.....	65
2 南阿蘇村の再犯防止を取り巻く現状.....	66
3 取組内容.....	67
第8章 計画の推進.....	69
1 計画の推進体制.....	69
2 進捗管理.....	70

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

---

近年、少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や単身世帯の増加など、人口構造の変化や人々のライフスタイルの多様化から、地域住民同士の関係が希薄となり、地域内での支え合いや助け合い機能の低下が危惧されています。また、老老介護や8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、個人や世帯が抱える福祉課題が複雑化・複合化し、従来の福祉サービスだけでは、十分な支援が難しい事例も増加しています。さらに、従来の支援制度にあてはまらない「制度の狭間」の問題が顕在化するなど、地域を取り巻く環境は変化を続け、個人や世帯が抱える課題も多様化しています。

このような状況を踏まえて、国では平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を掲げました。地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化する福祉課題や「制度の狭間」の問題等、既存の制度や分野ごとの支援では対応が困難な課題を解決するために、多様な主体が連携して包括的に支援を行い、地域で支え合いながら暮らすことができる社会を構築していくことを目指しています。

また、令和3年4月には「改正社会福祉法」が施行され、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

南阿蘇村（以下「本村」という。）においては、令和3年3月に『本村に住むすべての人々が助け合いながら、自分らしく心豊かにくらしていける』村づくり」を基本理念とした「第3期南阿蘇村地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、南阿蘇村社会福祉協議会と連携しながら、すべての人々が安心して暮らせるよう、住民や福祉関係団体など様々な方からの意見を踏まえ、福祉施策を推進してきました。

この度、第3期計画が令和7年度で計画期間が満了となることから、地域の現状や課題等を踏まえ、「第4期南阿蘇村地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## 2 地域福祉の基本的な考え方

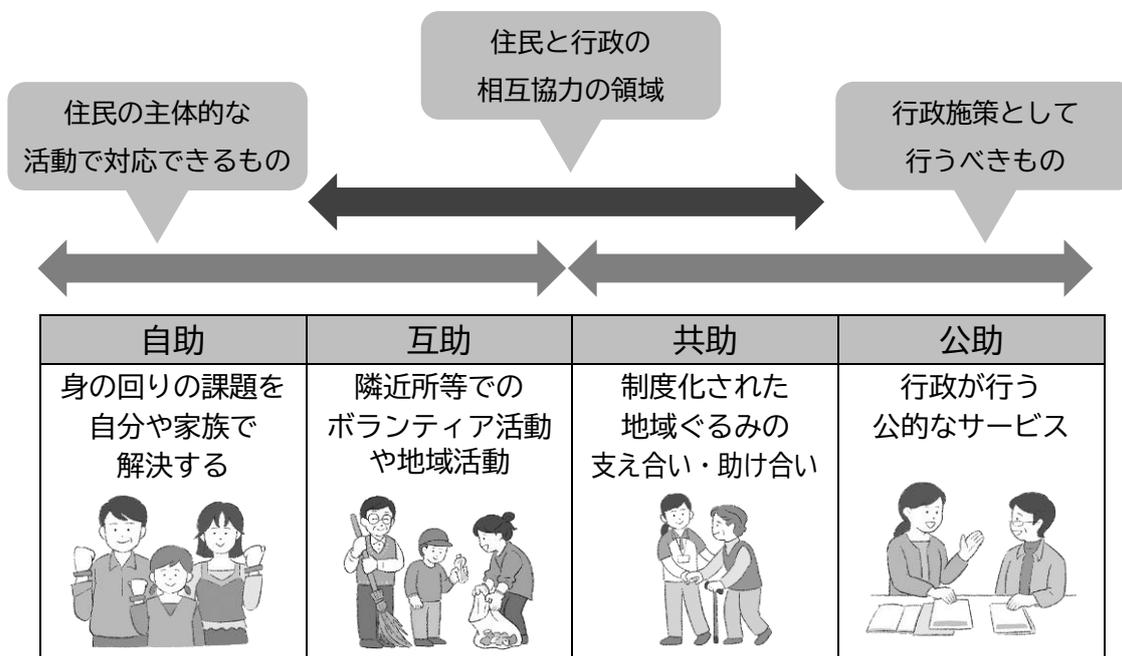
### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が支え合い・助け合いの取組を協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくことをいいます。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容などにより、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。生活する中で、人々が抱える課題が様々なように、既存の制度で対応できる困りごともあれば、既存の制度や支援の枠組みでの解決が困難な困りごとも存在します。様々な福祉ニーズに対応し、一人ひとりの幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスに加え、地域での支え合いや助け合いが重要になります。

### (2) 地域福祉の推進に向けて

地域福祉を推進していくためには、住民・福祉関係団体・事業所・社会福祉協議会・行政等が「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携し、地域の課題解決等に取り組んでいくことが重要です。

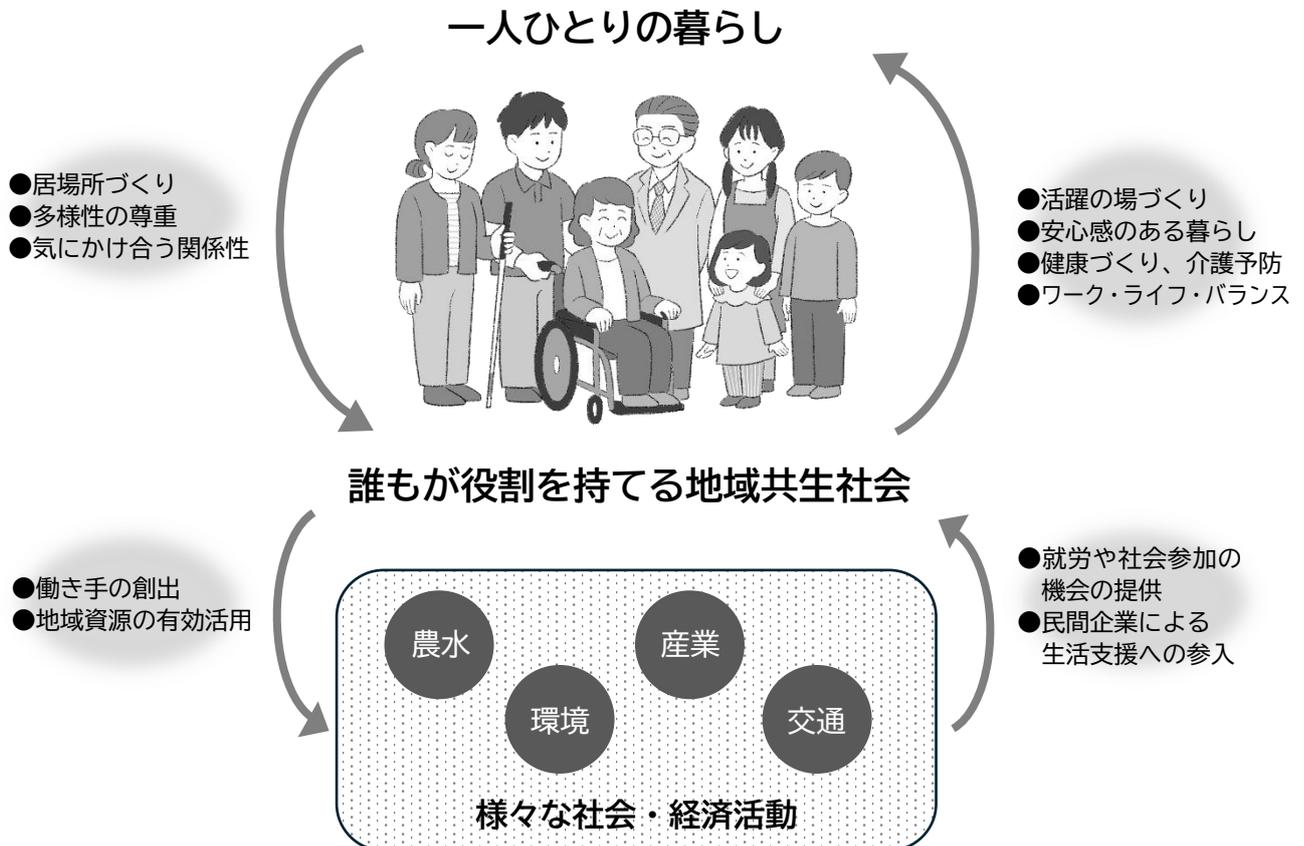


### (3) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

「地域共生社会」を実現していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要です。

#### ■地域共生社会のイメージ



### 3 計画の位置付けと期間

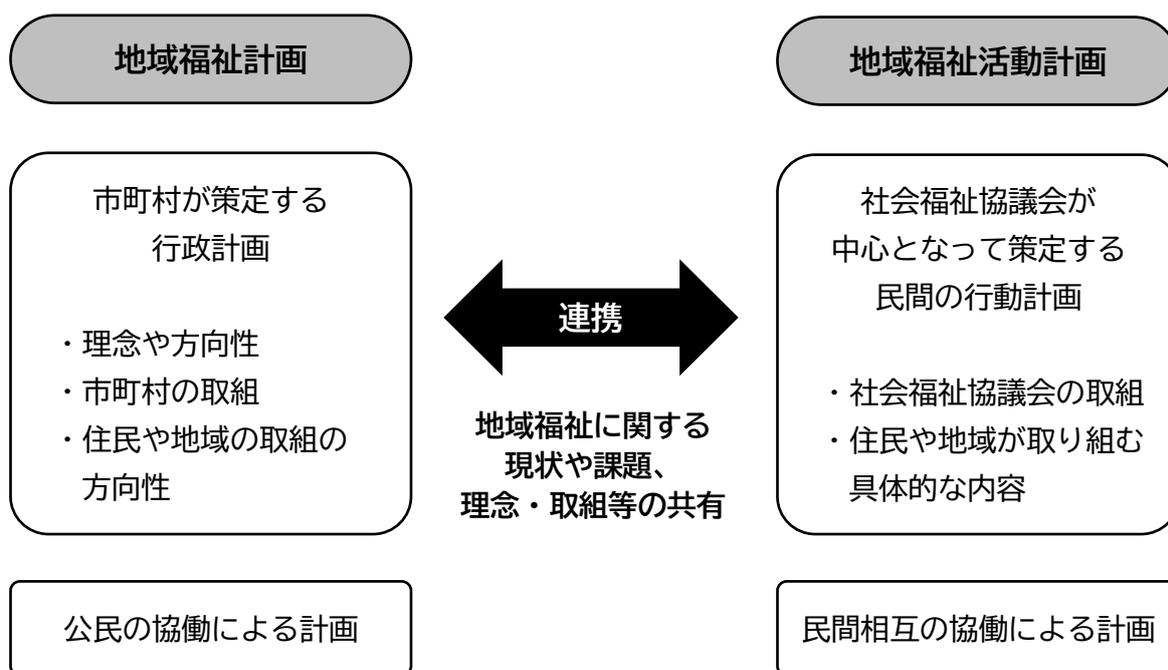
#### (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定する「市町村地域福祉計画」であり、本村の地域福祉を推進するための総合的な方向性や施策を示すものです。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を目的として活動する社会福祉協議会が中心となり策定する、住民や福祉関係団体、福祉事業所等が互いに連携・協力して、地域福祉を推進していくことを目的とした民間の行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」においては、地域の課題や今後の方向性を共有し、互いに連携して、地域福祉を推進していくことが重要になります。そのため、本村では両計画がより実効性のある計画となるよう、一体的に策定します。

#### ■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

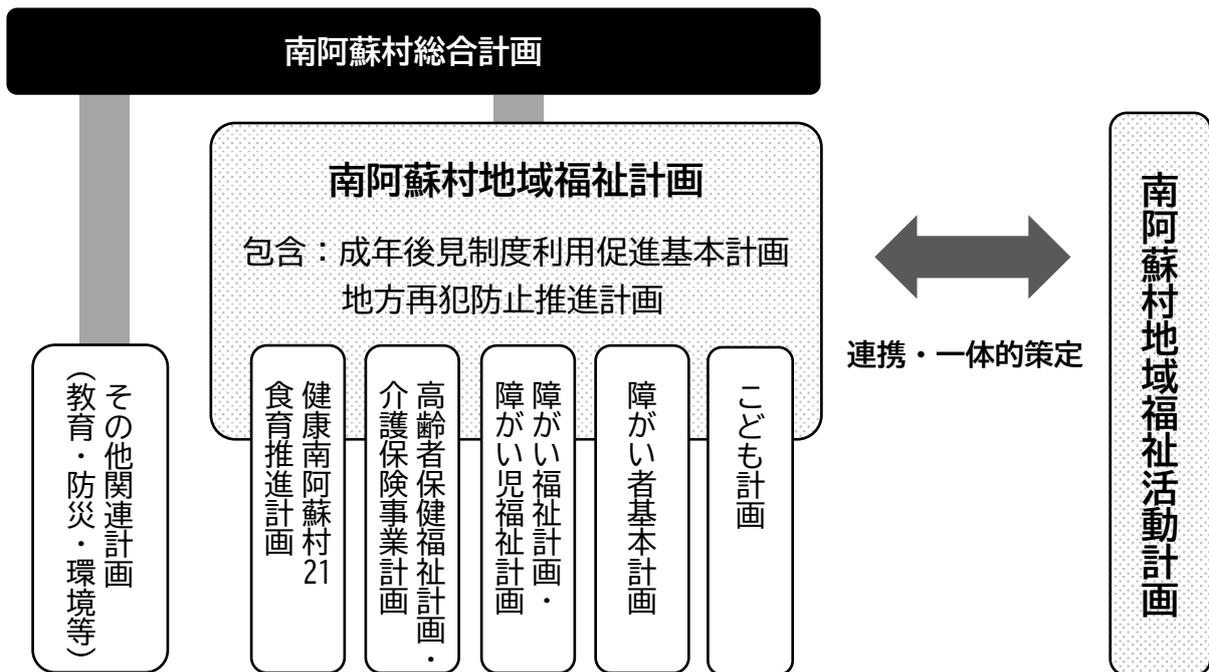


## (2) 計画の位置付け

本計画は「南阿蘇村総合計画」を上位計画とし、今後の村の方向性を踏まえるとともに、こどもや高齢者、障がい者など福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含します。

### ■計画の位置付けのイメージ



## (3) 計画の期間

本計画は令和8年度から令和12年度までの5年間で計画期間とします。

また、社会情勢の変化や制度の改正、関連計画との整合を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

R3~R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13~R17
2021~2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031~2035
第3期	第4期南阿蘇村地域福祉計画及び地域福祉活動計画					第5期

---

## 4 計画の策定体制

---

### (1) 住民アンケート調査

本村の地域福祉に関する現状や課題、住民のニーズを把握するために、本村在住の18歳以上の住民1,000人を対象とした住民アンケート調査を実施しました。

### (2) 関係団体ヒアリング調査

日頃から地域福祉の推進に取り組まれている方々の意見を聴取するため、本村で福祉活動を行う個人や団体、事業所等を対象にヒアリング調査を実施しました。

### (3) 関係団体ワークショップ

日頃から福祉活動に取り組まれている個人や団体、事業所等を対象に、各団体の活動内容の把握や今後の連携体制を検討するため、ワークショップを実施しました。

### (4) 南阿蘇村地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

民生委員・児童委員、各種団体、福祉関係者等で構成される「南阿蘇村地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」において、計画内容について審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

### (5) パブリックコメント

計画の策定にあたり、住民の方々からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

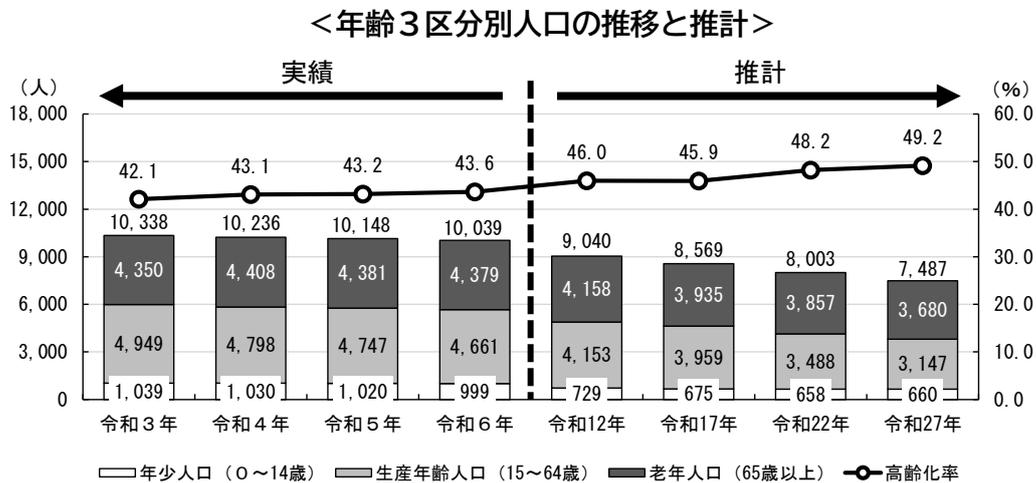
## 第2章 南阿蘇村の現状

### 1 統計からみる現状

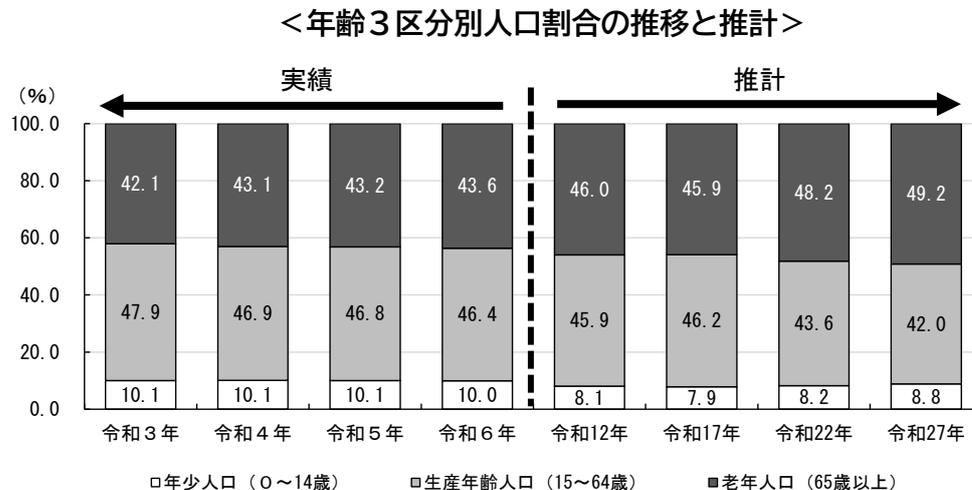
#### (1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本村の総人口は減少傾向にあり、令和6年は10,039人、高齢化率は43.6%となっています。今後も総人口は減少し、高齢化率は上昇していくとみられ、令和27年には総人口は7,487人、高齢化率は49.2%に達する見込みとなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、老年人口の割合は増加傾向にあり、年少人口と生産年齢人口の割合は減少傾向にあります。また、国立社会保障・人口問題研究所による令和12年以降の推計をみると、令和17年を除いて、老年人口の割合が生産年齢人口の割合を上回っています。



資料：住民基本台帳（令和3～6年 各年4月1日時点）、  
国立社会保障・人口問題研究所推計値【令和5年推計】（令和12～27年）



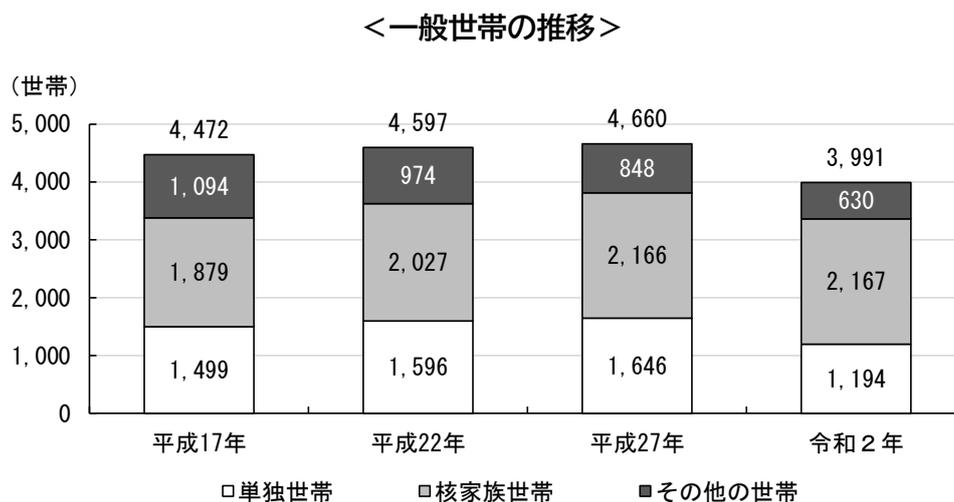
資料：住民基本台帳（令和3～6年 各年4月1日時点）、  
国立社会保障・人口問題研究所推計値【令和5年推計】（令和12～27年）

※端数処理の都合上、合計が100%にならないことがあります。

## (2) 一般世帯の推移

一般世帯総数は増加傾向にありましたが、令和2年に減少し、3,991世帯となっています。

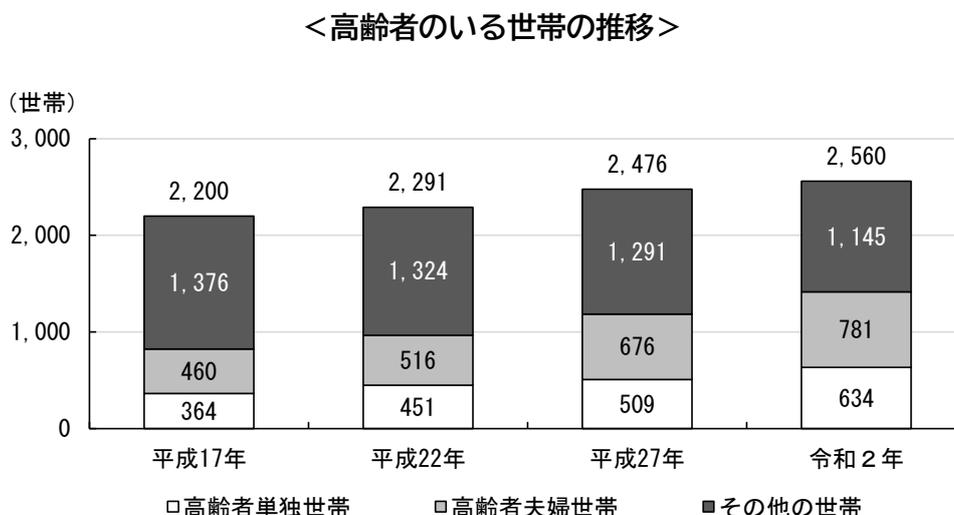
世帯別にみると、単独世帯は増減がみられ、令和2年は1,194世帯となっています。核家族世帯は増加傾向にあり、令和2年は2,167世帯となっています。その他の世帯は減少傾向にあり、令和2年は630世帯となっています。



資料：国勢調査

## (3) 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、令和2年は2,560世帯となっています。世帯構成別にみると、その他の世帯は減少傾向にある中、高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯は増加傾向にあります。平成17年と令和2年を比較すると、高齢者単独世帯は270世帯、高齢者夫婦世帯は321世帯増加しています。

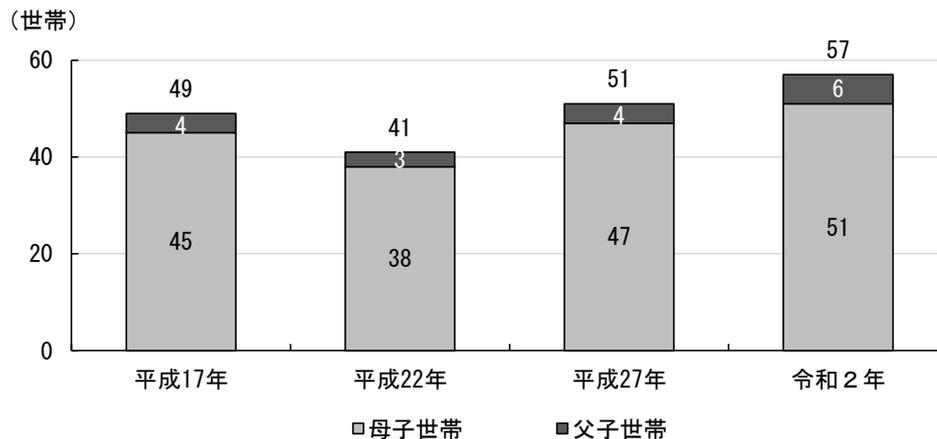


資料：国勢調査

## (4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は平成22年以降増加傾向にあり、令和2年は母子世帯51世帯、父子世帯6世帯となっています。

<ひとり親世帯の推移>

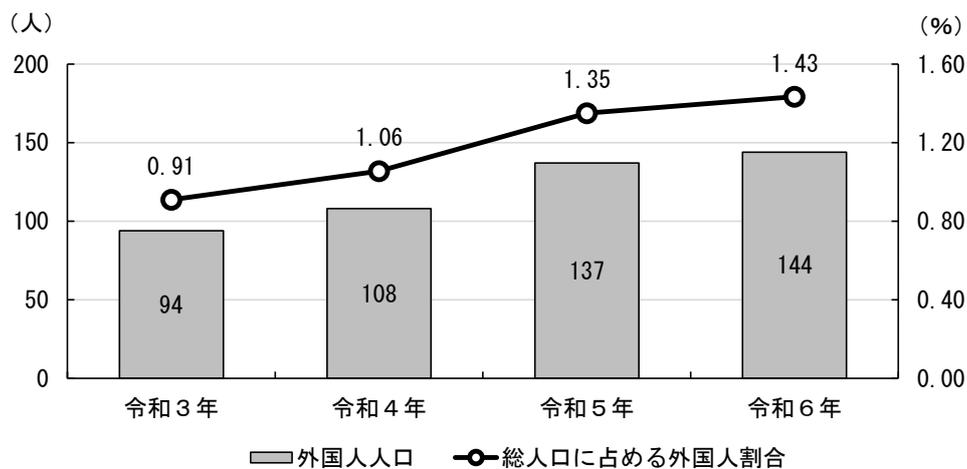


資料：国勢調査

## (5) 外国人人口の推移

外国人人口は増加傾向にあり、令和3年から令和6年にかけては50人増加し、144人となっています。総人口に占める外国人割合は令和3年から令和6年にかけて、0.52ポイント増加し、1.43%となっています。

<外国人人口の推移>



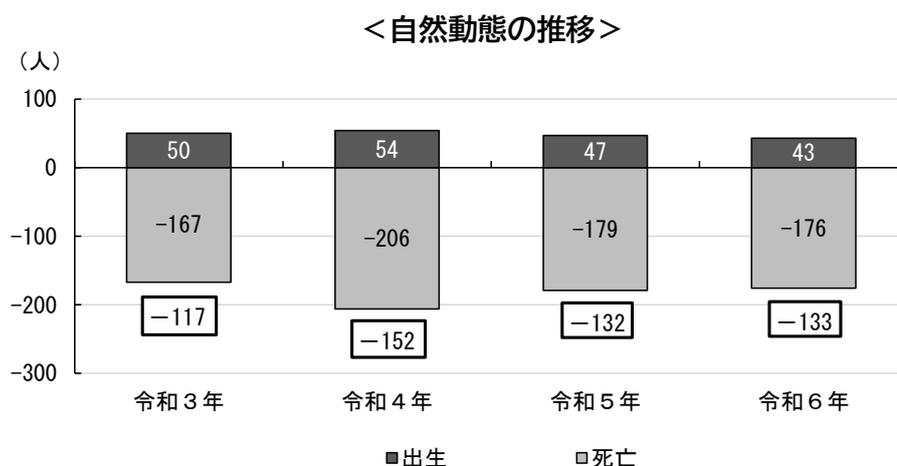
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## (6) 自然動態及び社会動態

### ①自然動態の推移

出生数は令和3年から令和5年にかけて、50人前後で推移していましたが、令和4年以降減少し、令和6年は43人となっています。死亡数は増減がみられ、令和6年は176人となっています。

各年、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、令和6年はマイナス133人となっています。

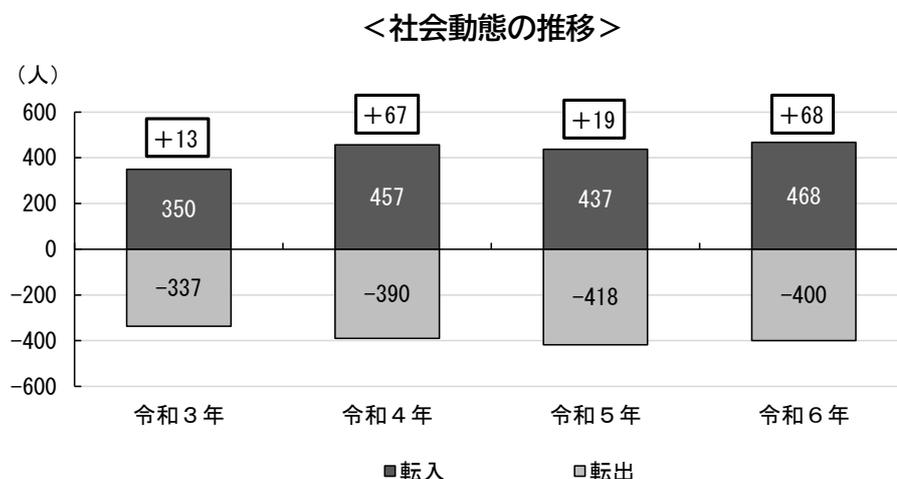


資料：住民福祉課（各年、当年4月1日から翌年3月31日までの1年間）

### ②社会動態の推移

転入数は増減がみられ、令和6年は468人となっています。転出数は令和3年から令和5年まで増加傾向にありましたが、令和6年はやや減少し、400人となっています。

各年、転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いており、令和6年はプラス68人となっています。



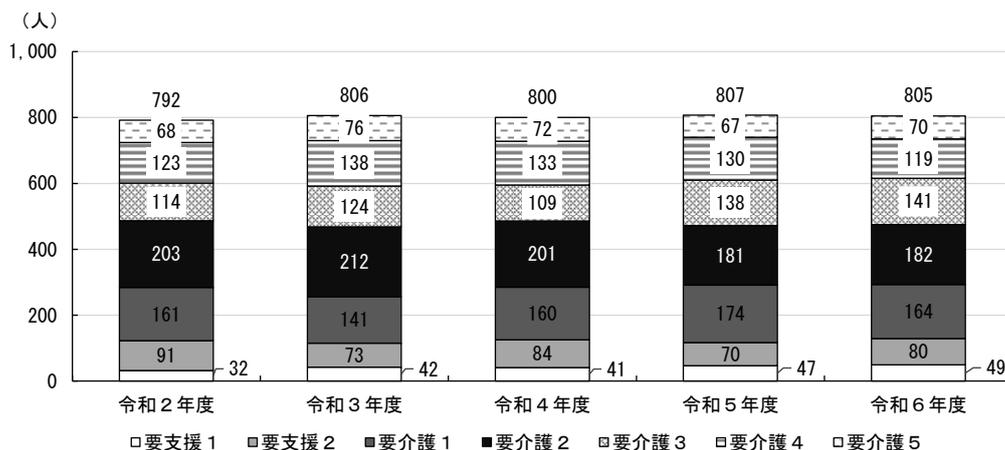
資料：住民福祉課（各年、当年4月1日から翌年3月31日までの1年間）

## (7) 要支援・要介護認定者の推移

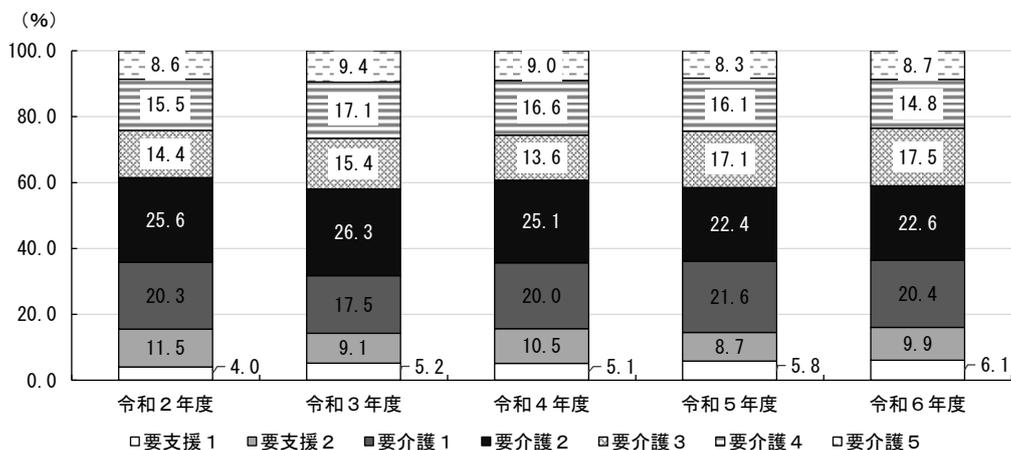
要支援・要介護認定者の総数は各年度 800 人前後で推移しています。

要支援・要介護認定者の割合をみると、すべての年度において、要介護2が占める割合が最も高く、次いで要介護1が占める割合が高くなっています。

<要支援・要介護認定者の推移>



<要支援・要介護認定者の割合の推移>



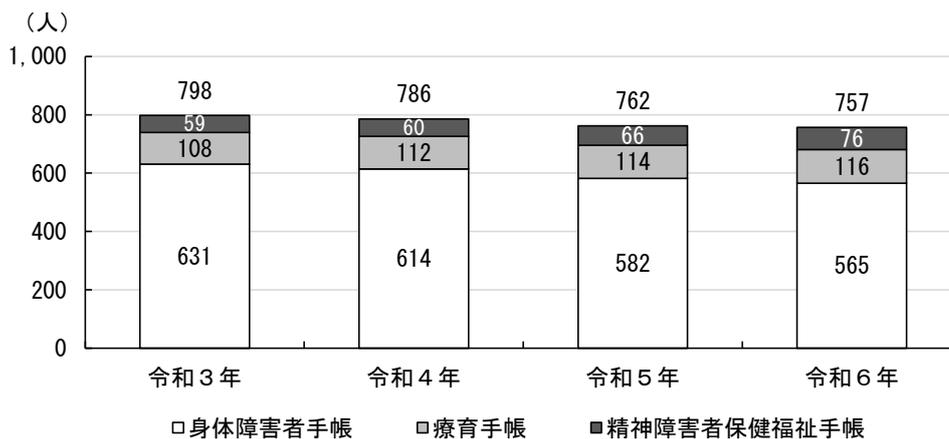
資料：令和2年度から令和4年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、  
令和5年度から令和6年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

## (8) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和6年は757人となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にある一方で、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。

<障害者手帳所持者の推移>



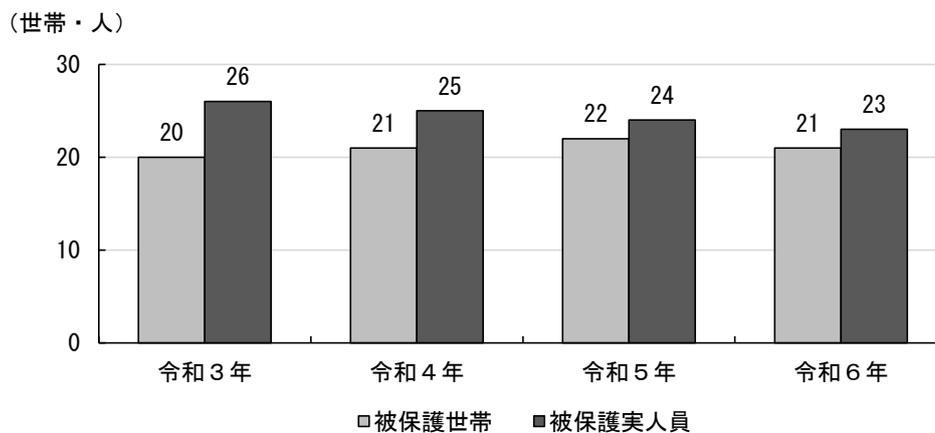
資料：住民福祉課（各年4月1日）

## (9) 生活保護の状況

被保護世帯数は概ね横ばいの状態で推移しており、令和6年は21世帯となっています。

被保護実人員数は減少傾向にあり、令和6年は23人となっています。

<生活保護の状況>



資料：住民福祉課（各年4月1日）

## 2 住民アンケート調査の結果

### (1) 住民アンケート調査の調査概要

住民の地域福祉に対する意識や地域活動への参加状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

#### ■調査概要

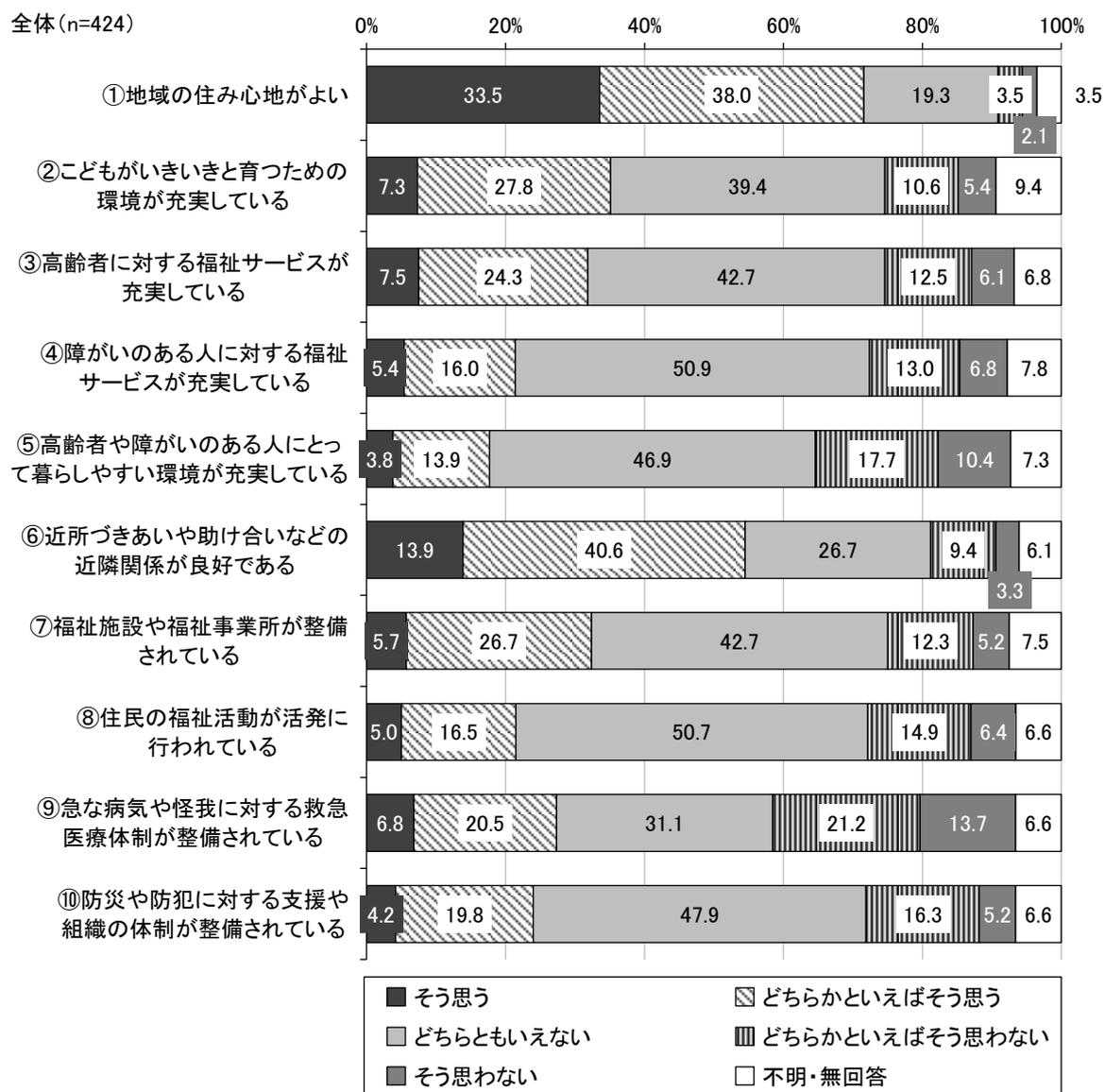
調査対象者	村内在住の18歳以上の住民1,000人（無作為抽出）
調査期間	令和7年9月1日～9月30日
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWeb回答方式
配布数	1,000件
有効回収数	424件
有効回収率	42.4%

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの**第1位**、**第2位**、**第3位**に網掛けをしています。
- ◇集計対象者数（n値）が少ない（10件未満）クロス集計については、コメント対象外としています。
- ◇本文中における「前回調査」は、令和2年度に実施した「地域福祉計画策定に関する住民意識調査」を指します。

## (2) 住民アンケート調査の結果概要

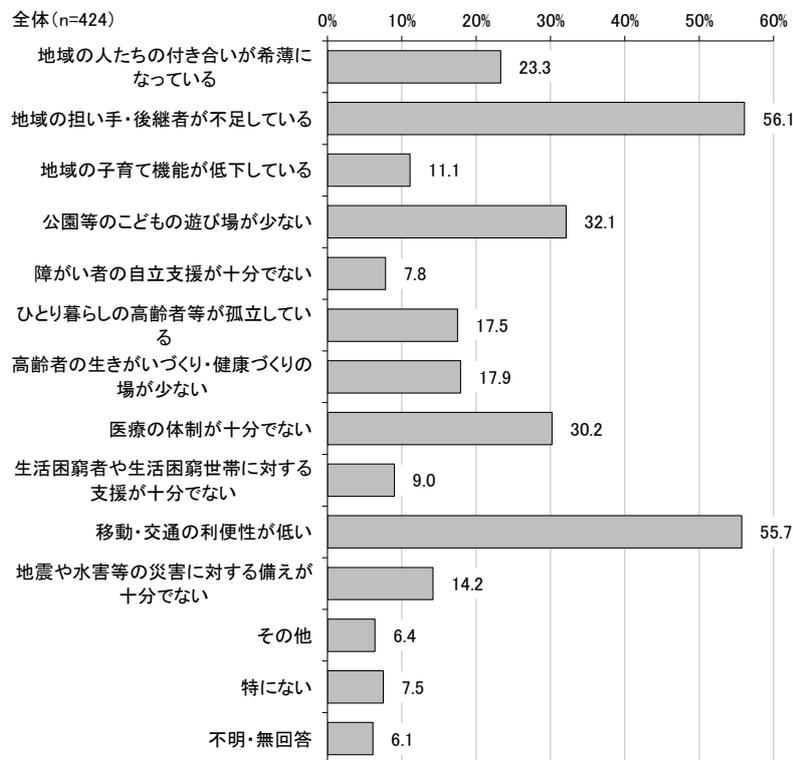
### ①地域での暮らしについて、どのように感じているか（単数回答）

①地域の住み心地がよい、⑥近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である では、『そう思う（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）』が7割台及び5割台と他の項目に比べて高くなっています。一方、⑨急な病気や怪我に対する救急医療体制が整備されているでは、『そう思わない（「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計）』が3割台と他の項目に比べて高くなっています。



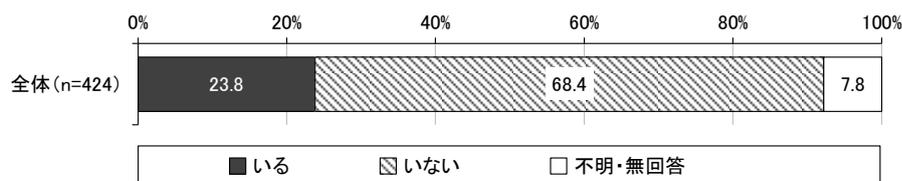
## ②住んでいる地域で感じている問題や課題（複数回答）

「地域の担い手・後継者が不足している」が56.1%と最も高く、次いで「移動・交通の利便性が低い」が55.7%、「公園等のこどもの遊び場が少ない」が32.1%となっています。



## ③身近や近隣に気にかかる（どことなく心配な）方がいるか（単数回答）

「いる」が23.8%、「いない」が68.4%となっています。



### 【気にかかる（どことなく心配な）方の状況（一部抜粋）】

高齢者	高齢者の一人暮らし、高齢者夫婦の二人暮らし、車の運転や移動、身体機能の低下
一人暮らし	近隣との付き合いがない、生活困窮、体調不良
認知症	夫婦どちらかが認知症、認知症を気にして外出しない、徘徊
孤立	周囲との付き合いがない、行事に出席しない、回覧板以外での交流がない

#### ④隣近所との付き合い（単数回答）

「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が33.5%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人ならいる」が25.7%、「挨拶をかわす程度の人がいる」が17.9%となっています。

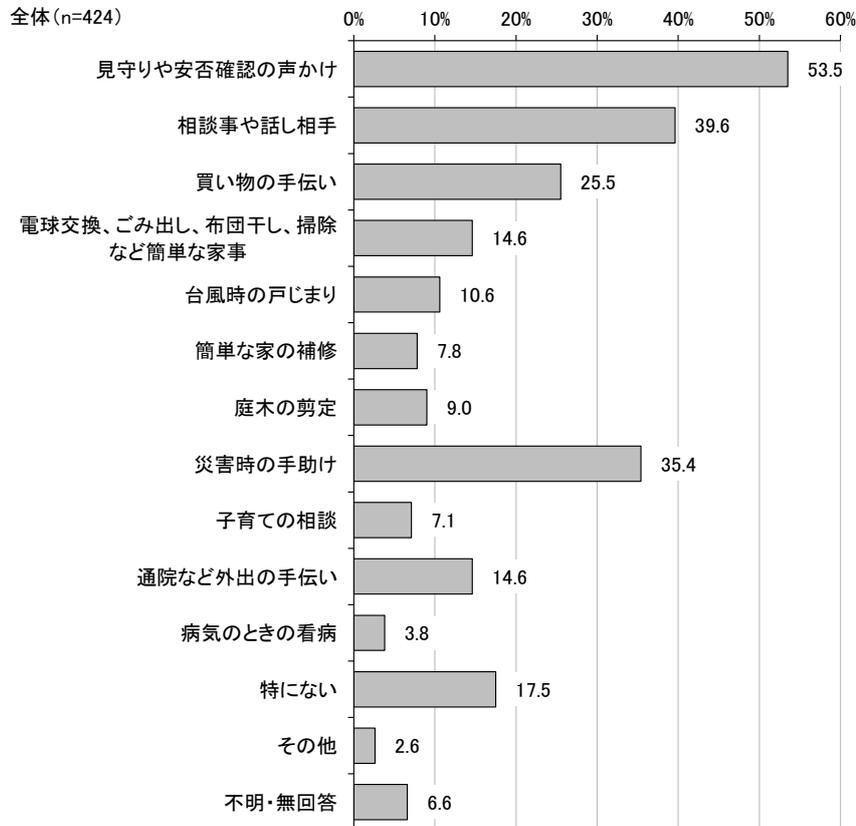
年齢別にみると、10～20歳代、30歳代では「挨拶をかわす程度の人がいる」、50歳代では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」「立ち話をする程度の人ならいる」、その他の年齢では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が最も高くなっています。

地区別にみると、下野では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」「互いに訪問し合う人がある」、立野では「立ち話をする程度の人ならいる」、それ以外の地区では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が最も高くなっています。

単位：%		何か困った時に助け合う親しい人がいる	互いに訪問し合う人がある	立ち話をする程度の人ならいる	挨拶をかわす程度の人がいる	民生委員や区長など訪問してくる人がある	ほとんど付き合いがない	不明・無回答
全体 (n=424)		33.5	12.7	25.7	17.9	3.1	4.0	3.1
年齢別	10～20歳代 (n=13)	23.1	0.0	7.7	46.2	0.0	23.1	0.0
	30歳代 (n=18)	22.2	11.1	22.2	33.3	0.0	11.1	0.0
	40歳代 (n=48)	35.4	10.4	22.9	27.1	2.1	2.1	0.0
	50歳代 (n=49)	28.6	12.2	28.6	18.4	4.1	8.2	0.0
	60歳代 (n=89)	34.8	10.1	31.5	16.9	1.1	3.4	2.2
	70歳代 (n=132)	35.6	14.4	27.3	14.4	3.8	1.5	3.0
	80歳以上 (n=69)	37.7	17.4	17.4	11.6	4.3	2.9	8.7
地区別	両併 (n=29)	51.7	10.3	20.7	10.3	0.0	3.4	3.4
	白川 (n=23)	34.8	4.3	30.4	21.7	0.0	4.3	4.3
	吉田 (n=31)	35.5	6.5	25.8	25.8	3.2	3.2	0.0
	一関 (n=21)	33.3	14.3	23.8	4.8	9.5	4.8	9.5
	中松 (n=48)	33.3	16.7	27.1	14.6	4.2	0.0	4.2
	河陰 (n=78)	25.6	12.8	23.1	24.4	3.8	7.7	2.6
	久石 (n=43)	41.9	14.0	20.9	16.3	0.0	2.3	4.7
	河陽 (n=84)	31.0	14.3	26.2	15.5	3.6	7.1	2.4
	長野 (n=12)	50.0	8.3	33.3	8.3	0.0	0.0	0.0
	下野 (n=19)	26.3	26.3	21.1	21.1	5.3	0.0	0.0
	立野 (n=22)	27.3	4.5	40.9	27.3	0.0	0.0	0.0
	その他 (n=3)	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0

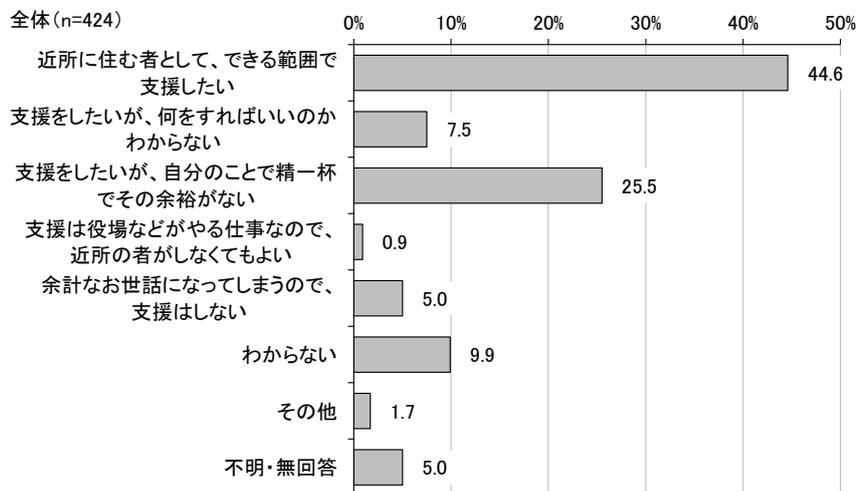
⑤住んでいる地域で助け合い、支え合い活動をする場合、協力できること(複数回答)

「見守りや安否確認の声かけ」が 53.5%と最も高く、次いで「相談事や話し相手」が 39.6%、「災害時の手助け」が 35.4%となっています。



⑥隣近所で何らかの支援を必要としている方への支援についての考え(単数回答)

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が 44.6%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が 25.5%、「わからない」が 9.9%となっています。



### ⑦地域の行事や活動に興味・関心があるか（単数回答）

「どちらともいえない」が46.7%と最も高く、次いで「興味・関心がある」が38.4%、「興味・関心がない」が10.4%となっています。

年齢別にみると、50歳代、60歳代、70歳代では「どちらともいえない」、その他の年齢では「興味・関心がある」が最も高くなっています。

単位：%		興味・関心がある	いどちらともいえない	興味・関心がない	不明・無回答
全体(n=424)		38.4	46.7	10.4	4.5
年齢別	10～20歳代(n=13)	46.2	30.8	23.1	0.0
	30歳代(n=18)	50.0	22.2	27.8	0.0
	40歳代(n=48)	47.9	45.8	6.3	0.0
	50歳代(n=49)	26.5	61.2	10.2	2.0
	60歳代(n=89)	30.3	60.7	6.7	2.2
	70歳代(n=132)	40.2	43.2	10.6	6.1
	80歳以上(n=69)	44.9	36.2	8.7	10.1

### ⑧様々な地域活動に参加しているか（単数回答）

「できるだけ参加している」が46.5%と最も高く、次いで「参加していない」が27.4%、「積極的に参加している」が22.9%となっています。

年齢別にみると、10～20歳代、30歳代、40歳代では「参加していない」、その他の年齢では「できるだけ参加している」が最も高くなっています。

単位：%		積極的に参加している	できるだけ参加している	参加していない	不明・無回答
全体(n=424)		22.9	46.5	27.4	3.3
年齢別	10～20歳代(n=13)	7.7	38.5	53.8	0.0
	30歳代(n=18)	22.2	33.3	44.4	0.0
	40歳代(n=48)	31.3	33.3	35.4	0.0
	50歳代(n=49)	16.3	49.0	34.7	0.0
	60歳代(n=89)	15.7	60.7	20.2	3.4
	70歳代(n=132)	29.5	47.7	19.7	3.0
	80歳以上(n=69)	21.7	39.1	30.4	8.7

**⑨高齢者が地域で生活するうえで大切なこと（複数回答、上位5項目）**

「心と体の健康」が65.3%と最も高く、次いで「交通手段の確保」が56.4%、「医療機関」が53.5%となっています。

順位	高齢者が地域で生活するうえで大切なこと	件数 (n=424)
1	心と体の健康	65.3%
2	交通手段の確保	56.4%
3	医療機関	53.5%
4	介護等の福祉サービス	52.8%
5	生きがい	51.9%

**⑩子育てしやすい地域づくりのために大切なこと（複数回答、上位5項目）**

「放課後の児童支援」が44.6%と最も高く、次いで「遊び場の確保」が42.0%、「小児医療機関の充実」が41.5%となっています。

順位	子育てしやすい地域づくりのために大切なこと	件数 (n=424)
1	放課後の児童支援	44.6%
2	遊び場の確保	42.0%
3	小児医療機関の充実	41.5%
4	緊急時の託児	37.7%
5	ひとり親への支援	33.7%

**⑪障がいのある方が地域で生活するうえで大切なこと（複数回答、上位5項目）**

「介護等の福祉サービス」が64.4%と最も高く、次いで「交通手段の確保」が52.4%、「医療機関の充実」が48.3%となっています。

順位	障がいのある方が地域で生活するうえで大切なこと	件数 (n=424)
1	介護等の福祉サービス	64.4%
2	交通手段の確保	52.4%
3	医療機関の充実	48.3%
4	地域住民の協力や理解	47.6%
5	生きがい	46.0%

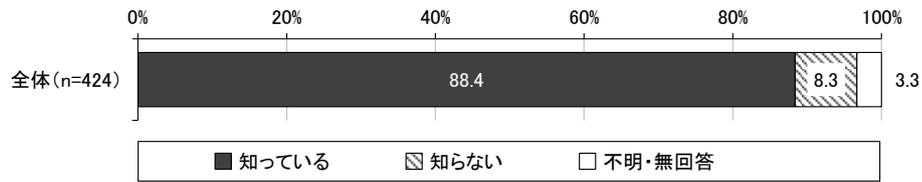
**⑫外国人の方が地域で生活するうえで大切なこと（複数回答、上位5項目）**

「地域住民の理解や協力」が58.3%と最も高く、次いで「相談先の確保」が54.7%、「多言語・やさしい日本語での情報提供」が49.1%となっています。

順位	外国人の方が地域で生活するうえで大切なこと	件数 (n=424)
1	地域住民の理解や協力	58.3%
2	相談先の確保	54.7%
3	多言語・やさしい日本語での情報提供	49.1%
4	地域との交流機会の提供	47.2%
5	日本語学習機会の提供	33.3%

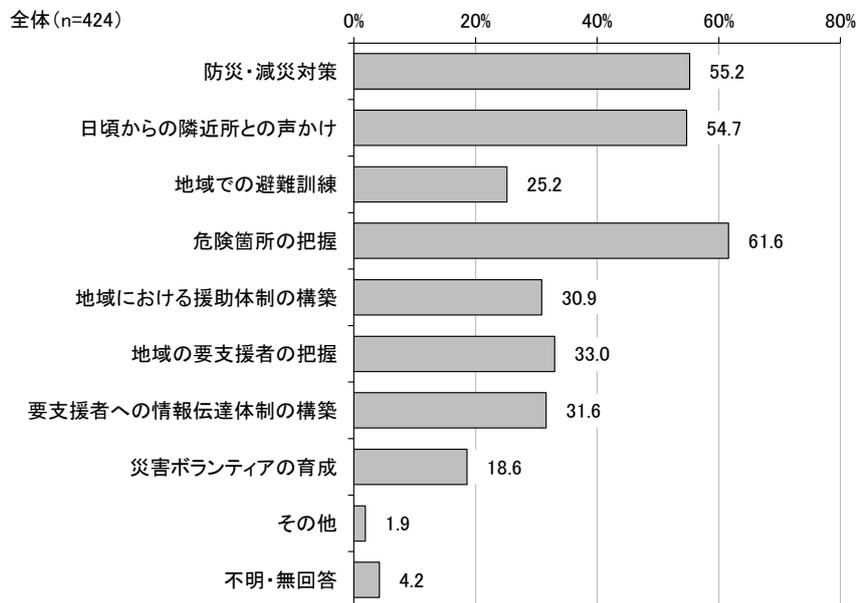
⑬災害時の避難場所を知っているか（単数回答）

「知っている」が88.4%、「知らない」が8.3%となっています。



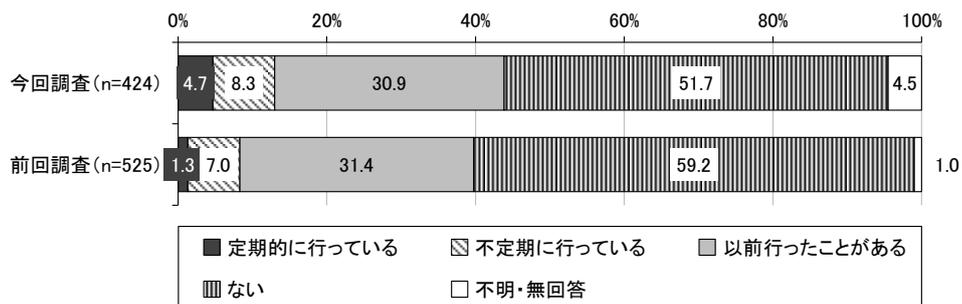
⑭災害発生時の備えとして、重要だと思うこと（複数回答）

「危険箇所の把握」が61.6%と最も高く、次いで「防災・減災対策」が55.2%、「日頃からの隣近所との声かけ」が54.7%となっています。



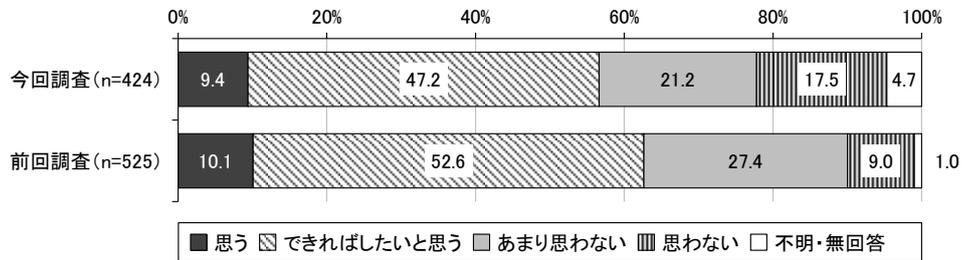
⑮ボランティア活動を行ったことがあるか（単数回答）

「ない」が51.7%と最も高く、次いで「以前行ったことがある」が30.9%、「不定期に行っている」が8.3%となっています。前回調査と比較すると、「ない」が7.5ポイント減少しています。



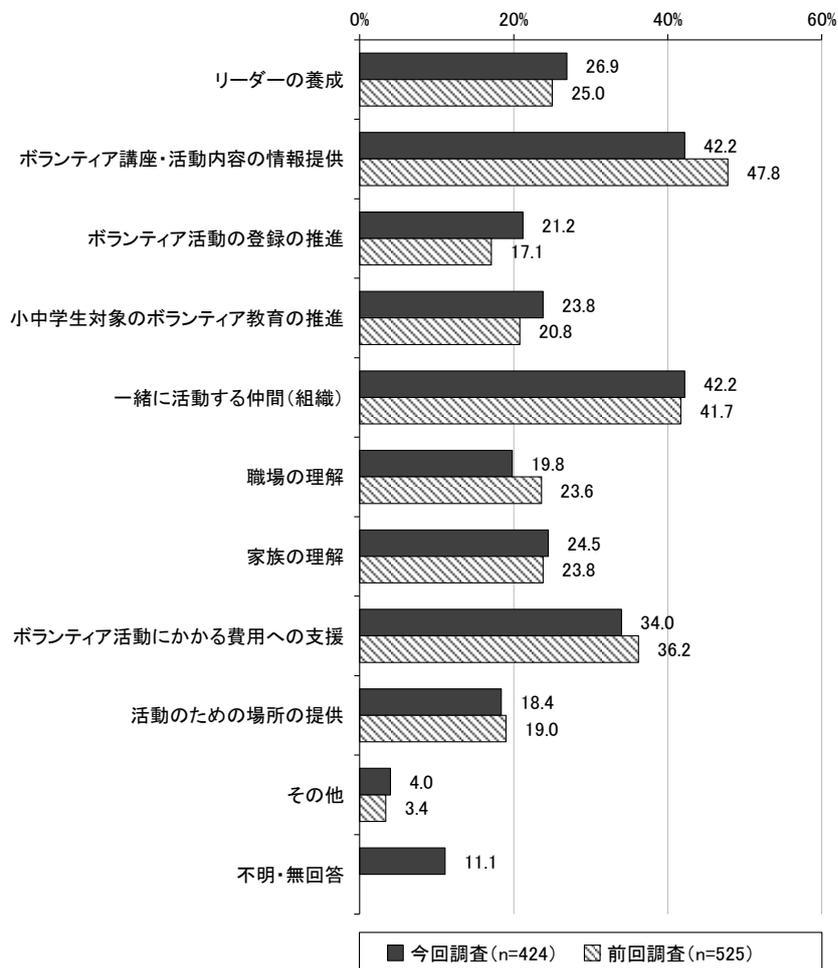
⑩今後、ボランティア活動を行ってみたいと思うか（単数回答）

「できればしたいと思う」が47.2%と最も高く、次いで「あまり思わない」が21.2%、「思わない」が17.5%となっています。前回調査と比較すると、「思わない」が8.5ポイント増加、「できればしたいと思う」が5.4ポイント、「あまり思わない」が6.2ポイント減少しています。



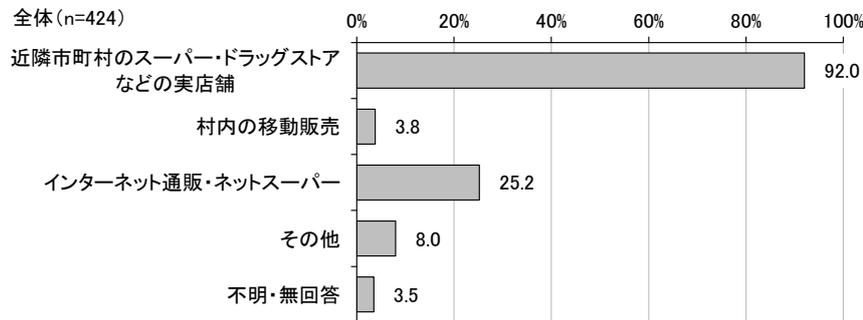
⑪ボランティア活動を広めていくために必要だと思うもの（複数回答）

「ボランティア講座・活動内容の情報提供」「一緒に活動する仲間（組織）」が42.2%と最も高く、次いで「ボランティア活動にかかる費用への支援」が34.0%となっています。前回調査と比較すると、「ボランティア講座・活動内容の情報提供」が5.6ポイント減少しています。



### ⑩ 普段、食料品や日用品をどこで購入しているか（複数回答）

「近隣市町村のスーパー・ドラッグストアなどの実店舗」が92.0%と最も高く、次いで「インターネット通販・ネットスーパー」が25.2%、「村内の移動販売」が3.8%となっています。

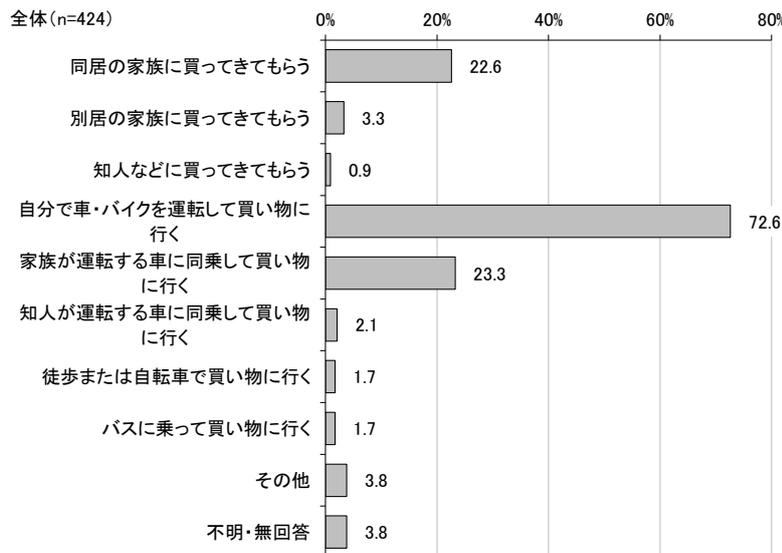


【その他回答（一部抜粋）】

・生協（11件） ・グリーンコープ（2件） ・コンビニ（3件） ・JAの宅配

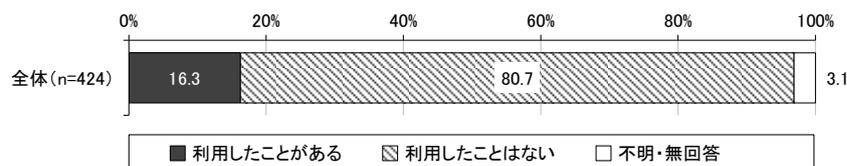
### ⑪ 買い物をする際の主な移動手段や方法（複数回答）

「自分で車・バイクを運転して買い物に行く」が72.6%と最も高く、次いで「家族が運転する車に同乗して買い物に行く」が23.3%、「同居の家族に買ってもらう」が22.6%となっています。



### ⑫ 村内の移動販売を利用したことがあるか（単数回答）

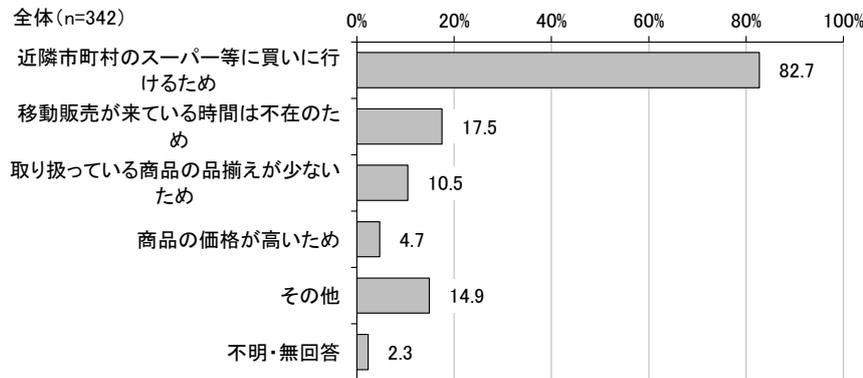
「利用したことがある」が16.3%、「利用したことはない」が80.7%となっています。



## ⑩で「利用したことはない」を選択した方のみ

### ⑩-1 移動販売を利用したことがない理由（複数回答）

「近隣市町村のスーパー等に行きに行くため」が82.7%と最も高く、次いで「移動販売が来ている時間は不在のため」が17.5%、「取り扱っている商品の品揃えが少ないため」が10.5%となっています。

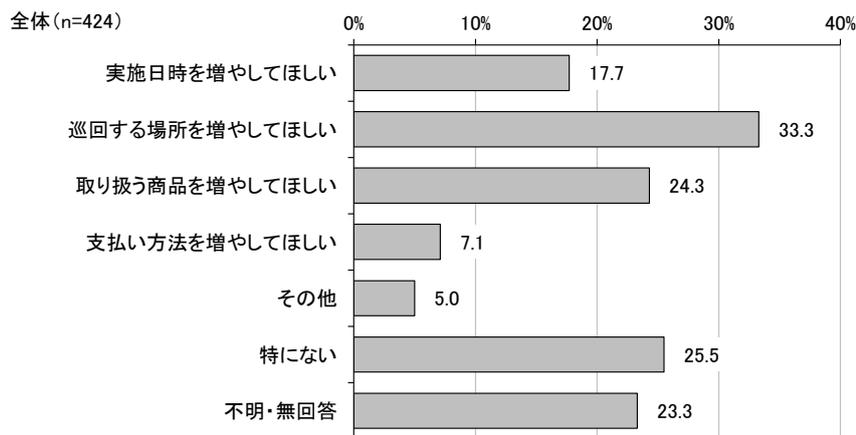


#### 【その他回答（一部抜粋）】

- ・見たことがない（来ない）。（19件）
- ・移動販売があることを知らない。（18件）
- ・現行の移動販売は地域全域で利用できない。（4件）

### ⑪移動販売に今後、期待すること（複数回答）

「巡回する場所を増やしてほしい」が33.3%と最も高く、次いで「特になし」が25.5%、「取り扱う商品を増やしてほしい」が24.3%となっています。

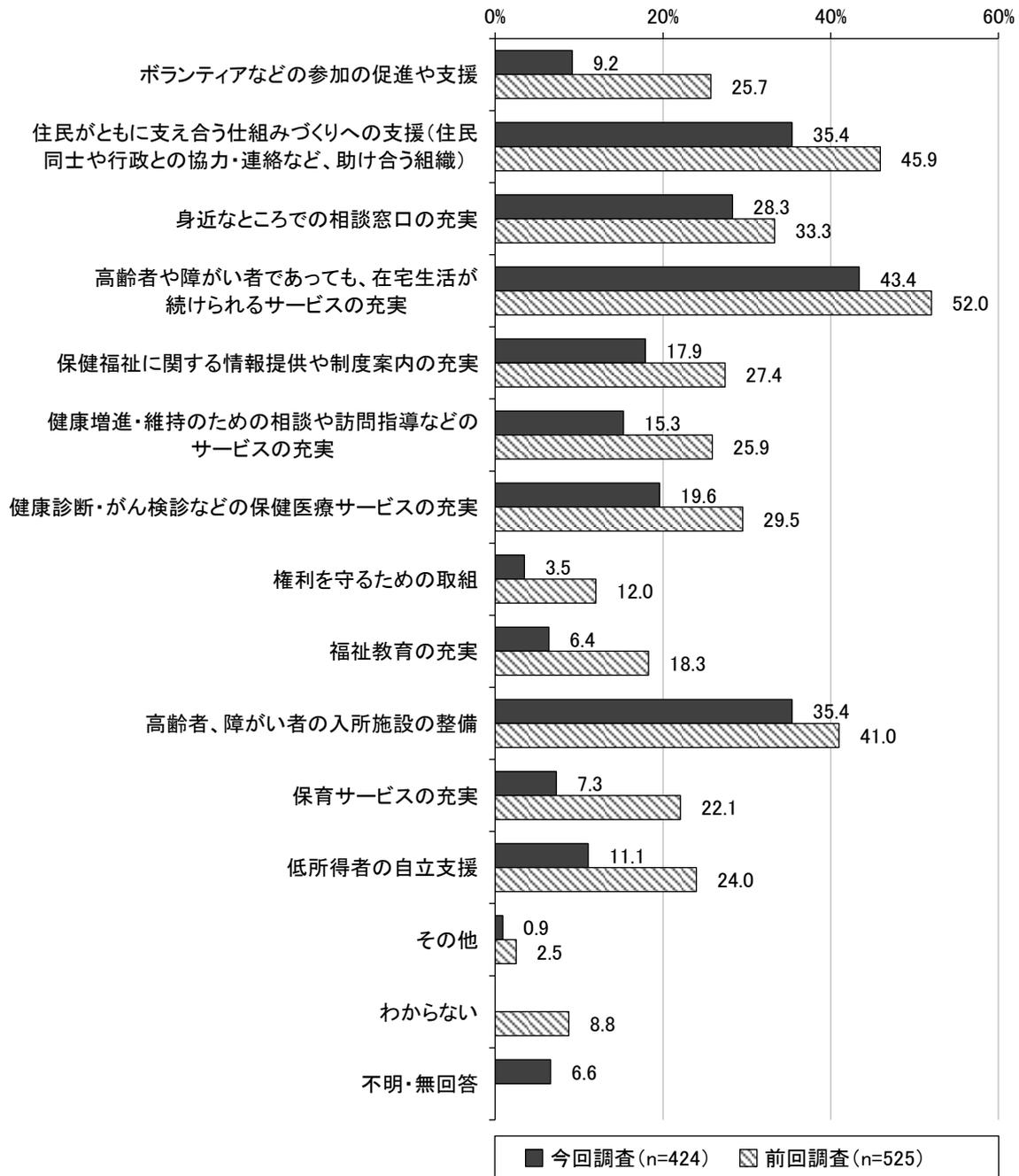


#### 【その他回答（一部抜粋）】

- ・情報提供（いつ、どこで、何を売っているのか）。（2件）
- ・利用者のニーズに寄り添えるとよい。

## ⑫村の福祉施策として、特に必要だと思うこと（複数回答）

「高齢者や障がい者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が43.4%と最も高く、次いで「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」が35.4%となっています。



### 3 関係団体ヒアリング調査・ワークショップの結果

#### (1) 関係団体ヒアリング調査の調査概要

本村で福祉に関する活動を行う個人・団体に対し、本村の地域福祉の現状や課題を把握するためにヒアリング調査を実施しました。

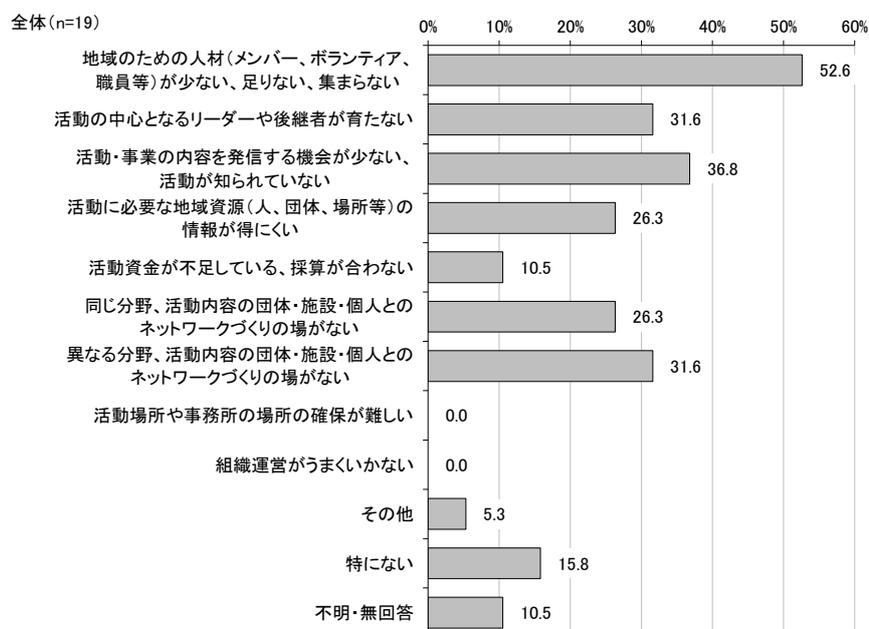
##### ■調査概要

対象	本村で福祉に関する活動を行う個人・団体
調査期間	令和7年8月19日～9月5日
回収件数／配布数	19件／36件

#### (2) 関係団体ヒアリング調査の結果概要

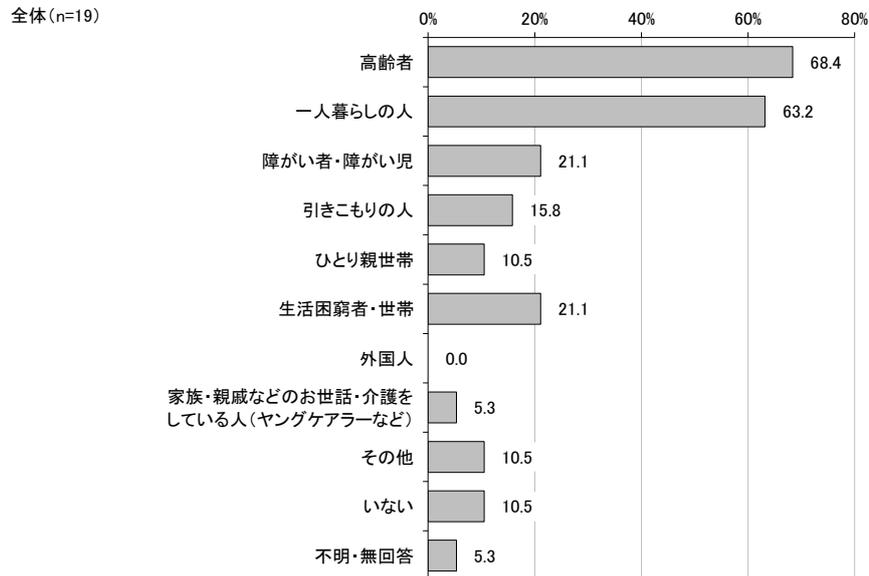
##### ①活動を行うにあたって課題となっていること（複数回答）

「地域のための人材（メンバー、ボランティア、職員等）が少ない、足りない、集まらない」が52.6%と最も高く、次いで「活動・事業の内容を発信する機会が少ない、活動が知られていない」が36.8%、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」「異なる分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない」が31.6%となっています。



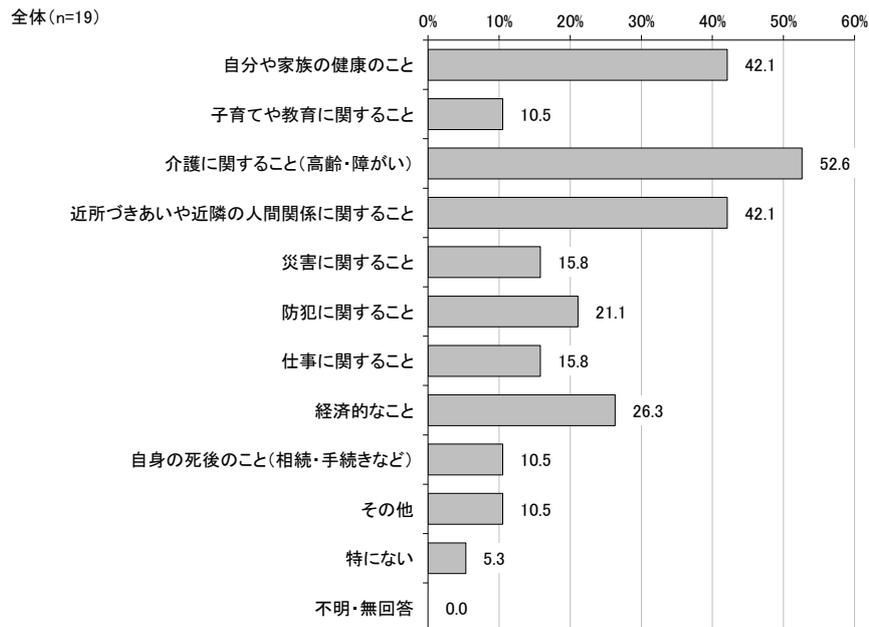
## ②活動する中で、気にかかる住民はいるか（複数回答）

「高齢者」が68.4%と最も高く、次いで「一人暮らしの人」が63.2%、「障がい者・障がい児」「生活困窮者・世帯」が21.1%となっています。



## ③活動している中で地域の人々から聞く暮らしの困りごと（複数回答）

「介護に関すること（高齢・障がい）」が52.6%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」「近所づきあいや近隣の人間関係に関すること」が42.1%、「経済的なこと」が26.3%となっています。



#### ④団体の活動もしくは普段の暮らしの中で感じる地域の良さ（自由回答）

隣近所の付き合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向こう三軒両隣の精神が続いている。昔から近隣の人々との助け合いや世間話が交わされる付き合いが残っていて、生きがいづくりにつながっている</li> <li>・一人暮らし及び二人暮らしの高齢者世帯の方は、お互いに声をかけ合って、助け合って生活している</li> <li>・近所や周囲の人を気にかけている。困ったことがあれば隣近所に相談し、協力されている</li> </ul>
地域の人の良さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民は素直ですべてについて協力的であると思う</li> <li>・地域の人の心の豊かさがある</li> <li>・ボランティアであっても、みなさん協力的である</li> </ul>
通いの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場が充実してきている</li> <li>・通いの場がしっかり機能していることがすばらしい。もっと発展していくとよいと思う</li> </ul>
地域の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のイベント等、活動の参加をお願いすると快く協力してくれ、普段会えない方々に会って交流することでつながりが深まる</li> <li>・地域での活動、やまびこネットワークにはみんな参加していて、不満を言う人もおらず、団結の良さを感じる</li> <li>・地域の活動に積極的に参加・協力が得られる</li> <li>・地域や高齢世代への作業によって役に立っているという意識で活動されている</li> </ul>

#### ⑤村の福祉施策について、良いと思う取組と不足している取組（自由回答）

良いと思う取組	不足している取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場</li> <li>・やまびこネットワーク事業</li> <li>・ファミリーサポートセンター</li> <li>・ちょいボラ</li> <li>・オレンジカフェ</li> <li>・地域のこどもとの交流</li> <li>・子育て支援センター</li> <li>・防犯に関する啓発</li> <li>・訪問</li> <li>・集まり（体操）</li> <li>・民生委員・児童委員の声かけや専門機関へのつなぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの遊び場、公園</li> <li>・買い物支援</li> <li>・災害時の地域の情報共有と連携、避難所までの移動手段</li> <li>・村民の健康を守る取組</li> <li>・活動への参加呼びかけ</li> <li>・地域おこし協力隊の定着</li> <li>・子育てママへのサポート</li> <li>・防災公園の設置</li> <li>・移住者支援</li> <li>・引きこもり支援</li> <li>・一人暮らし高齢者への情報伝達</li> <li>・障がいのある方への支援</li> </ul>

### (3) 関係団体ワークショップ

日頃から本村で福祉に関する活動を行う個人・団体等の方を対象に、各団体が持つ資源の把握、団体同士が連携した支援体制を検討するため、課題解決型のワークショップを実施しました。

#### ■調査概要

開催日時	令和7年9月16日
参加者数	17人
検討内容	事前に実施した関係団体に対するヒアリング調査結果と社会的に増加する福祉課題を踏まえた架空のケースを設定し、ケースが抱える課題や必要な支援を推測するとともに、各団体が提供できる支援や支援を提供する際に担う役割について検討しました。

### (4) 関係団体ワークショップの結果概要

#### ケース1：高齢者単身世帯（男性 82歳）

##### 課題

- ・交通事故を起こし、買い物ができなくなること
- ・孤立すること
- ・栄養面の管理ができないこと
- ・楽しみ・やりがいがないこと

##### 必要な支援

- ・民生委員等が定期的に訪問し、状況確認を行う中で、相談に乗ったり、話し相手になったりして、本人との関係性を構築すること
- ・通いの場や男性料理教室への参加を呼びかけ、地域との交流を生み出すこと
- ・移動支援や住宅周辺の手入れ支援を行い、年を重ねても自宅で過ごすことができる環境をつくること
- ・家族（こども）と今後について検討すること

## ケース2：障がいのある方（男性 49 歳）

---

### 課題

- ・本人の意向がわからないため、どこまで介入してよいかわからない
- ・家族がどう考えているかわからない
- ・社会との関わりがあるかどうか
- ・今後の人生設計を考えているか

### 必要な支援

- ・本人の意向や困りごと、ニーズを把握するとともに、家族と話し合いを行い、効果的な支援を提供すること
- ・家事や移動支援を提供し、自立した生活を支えること
- ・介護保険申請や住環境整備等の支援を行い、生活基盤の安定を図ること
- ・就労支援や地域との関わりづくりを行い、社会参加を支援すること

## ケース3：ひとり親世帯、ヤングケアラー（母 42 歳、長女 16 歳、次女 7 歳）

---

### 課題

- ・母の健康面
- ・世帯の収入減少
- ・長女の健康面
- ・長女がひきこもる恐れ
- ・次女の学習の遅れ

### 必要な支援

- ・家族それぞれの悩みに応じた相談支援と適切な機関の紹介を行うこと
- ・母の治療を支援するとともに、経済的支援を行い、生活基盤の安定を図ること
- ・長女の負担軽減策を検討し、必要に応じて関係機関と連携すること
- ・次女の学習支援や相談支援を行い、安心して学校生活を送れるよう支援すること

## ケース4：生活困窮世帯、ビジネスケアラー（祖母 64 歳、母 35 歳、長男 14 歳）

---

### 課題

- ・祖母の介護やこどもの送迎など、すべて母がこなしている
- ・祖母の介護に重点を置くと、母の仕事減・収入減
- ・こどもの部活や塾の費用が出せない
- ・こどもがやりたいことを遠慮する、我慢する
- ・祖母の年金収入もまだない

### 必要な支援

- ・行政等への相談を促し、生活保護や家計相談に関する情報と支援につなげること
- ・祖母の怪我治療や介護サービスを提供し、母の負担軽減を図ること
- ・母に対する相談支援を実施し、仕事と家庭の両立をサポートすること
- ・学習支援や経済的支援を通じて、こどもが安心して学び、育つことができる環境を整えること

---

## 4 南阿蘇村の地域福祉に関する課題の整理

---

統計資料や各種調査結果を踏まえ、本村の地域福祉に関する課題を整理します。

### (1) 地域のつながりづくり

- 住民アンケート調査結果をみると、近隣と何らかの付き合いがある人がほとんどとなっていますが、10～30歳代は40歳代以上と比較すると近隣との付き合いが浅い傾向がみられます。地域内での孤立やつながりの希薄化を防ぐために、日頃からのあいさつや声かけを行うとともに、年齢や性別に関わらず、地域の人と交流できる機会や居場所づくりに取り組むことが重要です。
- 住民アンケート調査結果をみると、地域内で気にかかる人がいるかについて、約2割の人が「いる」と回答しています。関係団体ヒアリング調査結果をみると、気にかかる人として、約6割の人が「高齢者」「一人暮らしの人」と回答しています。高齢者単独世帯も増加していることから、地域内で気になる人を日頃から気にかけて、支援が必要だと感じた際には、民生委員・児童委員などの地域で活動する個人や団体、村、社会福祉協議会などへ相談し、適切な支援につなげていくことが重要です。
- 住民アンケート調査結果をみると、10～40歳代では、地域の行事や活動に興味・関心がある人の割合が最も高くなっている一方で、地域活動に参加していない人の割合が最も高くなっています。また、関係団体ヒアリング調査結果をみると、地域のための人材（ボランティア等）が少ないこと、活動内容が知られていないこと、活動の担い手が育たないことが課題として挙げられています。活動の周知を図るとともに、担い手の確保・育成に向け、参加者の増加に向けた取組を進める必要があります。

### (2) 各種福祉施策の推進

- 本村にはこどもから高齢者、障がいのある方、外国人など様々な人が暮らしています。すべての人が安心して生活できる地域をつくっていくために、各種制度や支援の周知に努め、希望する方が相談窓口や適切な支援につながるができる環境づくりを推進する必要があります。
- 住民アンケート調査結果をみると、村の福祉施策として特に必要だと思うことでは、「高齢者や障がい者であっても、在宅生活が続けられるサービスの提供」が最も高くなっています。高齢者福祉サービスや障害福祉サービスの適切な提供に取り組むとともに、利用者のニーズを踏まえたサービスを提供する必要があります。
- 既存の制度や事業では対応できない困難事例や制度の狭間の問題に対応できるよう、地域や村、社会福祉協議会、関係機関が連携した包括的な支援体制の構築に努め、分野を超えた連携を推進し、適切な支援の提供体制を整備していくことが重要です。

### (3) 安心して暮らし続けられる地域づくり

- 本村では、住民の買い物支援として、移動販売を実施しています。しかし、住民アンケート調査結果をみると、移動販売を利用したことがある人は約2割となっています。移動販売を利用したことがない理由をみると、近隣市町村のスーパー等に行きに行く人が約8割となっています。また、移動販売があることを知らない・見たことがないなど、移動販売の存在を知らない人もいます。移動販売に関する情報発信を充実させるとともに、住民のニーズに応じた移動販売の在り方を検討することが重要です。
- 高齢になるにつれ、運転に不安を抱える方や免許を返納し、移動手段が限られる方がいます。買い物や病院受診等に伴う移動の支援等、住み慣れた地域に暮らし続けるための支援が必要です。
- 住民アンケート調査結果をみると、災害時の避難場所を知っている人の割合は約9割となっています。また、災害発生時の備えとして重要だと思うこととしては、「危険箇所の把握」が最も高く、「防災・減災対策」や「日頃からの隣近所との声かけ」などが挙げられています。一人ひとりが災害に対する準備を行うとともに、地域でも災害時を想定した訓練や被害を最小限にするための対策を行う必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

---

本村では、第3期計画において、『本村に住むすべての人々が助け合いながら、自分らしく心豊かにくらししていける』村づくり」を基本理念として、住民同士の支え合いをもとに、福祉関係団体や事業所、行政が相互に連携し、福祉の村づくりを進めてきました。

少子高齢化や人口減少の進行、人々のライフスタイルの多様化など、地域を取り巻く環境は変化を続けています。また、老老介護や8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。

このような中で、地域での支え合いや助け合いを今後も継続していくとともに、社会状況の変化に応じた地域の在り方や連携体制を検討し、地域の実情に応じて地域福祉を推進することが重要になります。

第4期計画となる本計画においては、引き続き地域における支え合い・助け合いの輪を広げながら、住民や福祉関係団体等のニーズを踏まえた取組を実施します。誰一人孤立することなく、人や地域とつながりながら、自分らしく幸せに暮らせる村づくりの推進に向けて、以下の通り、基本理念を定めます。

#### 基本理念

**「地域でつながり、みんなで支え合いながら、自分らしく心豊かにくらしがいける」村づくり**

---

## 2 基本目標

---

### 基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

地域福祉を推進するうえで、住民や地域の協力は必要不可欠です。日頃の交流等を通じて、住民が互いに対する理解を深めるとともに、みんなで支え合い、つながりを持ちながら、ともに暮らせる地域づくりに取り組みます。住民同士の支え合い・つながりを深めていくためには、地域における困りごとを自分ごととして捉え、ともに解決に向けて行動していくことが重要です。そのため、福祉に関する教育の充実や広報による周知啓発を通じて、住民の福祉意識の醸成に努めます。また、誰もが地域でいきいきと暮らせるよう、交流機会やサロン活動等の充実を図り、住民の生きがいづくりや健康増進に取り組みます。さらに、地域活動等の担い手となる人材の育成や福祉関連団体の活動を支援します。

### 基本目標2 地域を支える基盤づくり

本村には、こどもから高齢者、障がいのある人・ない人、外国人などが暮らしており、その世帯構成やライフスタイルは様々です。誰もが支援を必要とするときに、適切なサービスを受けられることができるよう、定期的な情報発信を行い、相談支援体制の充実を図ります。また、虐待の早期発見・早期対応や生活困窮支援など、すべての人の権利の尊重に向けた取組を推進するとともに、複雑な課題を抱えるケースに柔軟に対応できるよう、行政や社会福祉協議会、地域住民や福祉関係団体等による包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### 基本目標3 安全・安心な環境づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、移動手段の確保や住宅整備支援、買い物支援など、暮らしの利便性向上に向けた支援の充実に取り組みます。また、近年頻発する災害や犯罪の被害を防止するために、定期的な防災訓練や避難行動要支援者の把握、見守り活動など、地域一体となった防災・防犯対策を推進し、安全な地域環境の整備に努めます。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の柱	取組
「地域でつながり、みんなで支え合いながら、自分らしく心豊かにくらししていける」村づくり	1 みんなで支え合う地域づくり	(1) 福祉意識の醸成	①福祉に関する情報発信と教育の推進
		(2) いきいきと暮らせる地域の創造	①見守り活動の推進 ②つながりを持ち、笑顔で暮らせる地域づくり
		(3) 担い手の育成・支援	①地域福祉を推進する個人・団体への支援 ②福祉に携わる人材の確保・育成
	2 地域を支える基盤づくり	(1) 一人ひとりの生活を支える支援の充実	①各種福祉サービスの充実
		(2) 包括的な支援体制の構築	①相談支援体制の充実 ②地域包括ケアシステムの推進 ③福祉に関わる個人・団体の連携促進
		(1) 安心して暮らせる環境の整備	①暮らしを支える支援の充実 ②住環境の整備
	3 安全・安心な環境づくり	(2) 防災・防犯対策の充実	①防災対策と災害時支援の充実 ②防犯・安全対策の充実

## 第4章 地域福祉計画

### 基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

#### (1) 福祉意識の醸成

##### 【今後の方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、互いを思いやる心を育み、住民同士の支え合いや助け合いの輪を広げていくことが重要です。福祉に関する情報の発信や学校・地域における学習機会などを通じて、住民の福祉意識の醸成を図ります。

##### 【住民・地域の役割】

- 行政や社会福祉協議会が発信する情報を収集し、生活に役立てましょう。
- 家族や近所の人に情報を共有しましょう。
- 福祉に関する理解を深め、他者への思いやりの心を身に付けましょう。

##### 【行政の取組】

#### ①福祉に関する情報発信と教育の推進

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域福祉に関する広報・啓発の充実	広報誌や村ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、福祉に関する情報を提供します。	住民福祉課	○	—	—
		年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず、誰もが必要な情報を得ることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した情報提供に努めます。	総務課	○	—	—
	福祉教育の推進	小中学校において、福祉体験学習（高齢者疑似体験、車いす体験）などを実施し、こどもの頃から福祉意識の醸成を図ります。	教育委員会	○	—	○
	地域での福祉教育の推進	手話講座などの体験型講座や福祉出前講座等を開催し、住民の福祉に関する理解を深め、福祉意識の醸成を図ります。	住民福祉課	○	○	○

※行政の担当課については、主な窓口を示しています。

## (2) いきいきと暮らせる地域の創造

### 【今後の方向性】

隣近所でのさりげない見守りやあいさつなどの声かけを通じて、地域のつながりを深め、互いに気にかけて関係性を育みます。また、心身の健康づくり・生きがいづくりにつながる取組の推進、居場所づくりを通じて、誰もが生きがいを持って健康に暮らし、孤立することのない地域づくりを進めます。

### 【住民・地域の役割】

- 隣近所や地域の人とあいさつを交わすなど、日頃から地域の人と交流を深めましょう。
- 誰もが気軽に集い、過ごすことができる居場所づくりについて、地域で考えましょう。
- 健康づくりのイベントや季節の行事など、地域で開催される活動に積極的に参加しましょう。

### 【行政の取組】

#### ①見守り活動の推進

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	見守りネットワークの充実	民生委員・児童委員を中心とした見守りネットワークを形成し、地域の見守り活動を推進します。	住民福祉課	○	○	○
	配食による安否確認	調理が困難な高齢者世帯等に対し、食生活の改善を図るとともに、配達時の安否確認により、在宅で自立した生活が送れるように支援します。	健康推進課	○	—	—
	高齢者の見守り	民生委員・児童委員や地域住民等による高齢者世帯への訪問や地域での声かけを行います。	住民福祉課	○	—	—
		65歳以上の一人暮らし高齢者など、見守りが必要な人に対し、緊急通報装置を貸与し、在宅での生活を支援します。	健康推進課	—	—	—

## ②つながりを持ち、笑顔で暮らせる地域づくり

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	通いの場の充実	高齢者の生きがいづくりや交流機会の創出、介護予防のため、通いの場に対する支援を行います。	健康推進課	—	○	—
	多世代交流・多文化交流の推進	こどもから高齢者、障がいの有無や国籍に関わらず、誰もが集い、交流を深める機会づくり・場づくりを推進し、多世代交流・多文化交流を促進します。	住民福祉課	○	○	○
	オレンジカフェの開催	認知症当事者やその家族、地域住民など、誰もが気軽に集い、交流できる場として「オレンジカフェ」を村内3地区にて実施します。不安や悩み、相談などは必要に応じて専門職につなぎます。	健康推進課	—	○	—
	健康づくりの推進	第三次健康南阿蘇村 21(第二次南阿蘇村食育推進計画)を推進します。	健康推進課	—	—	—
		住民の健康に関する意識醸成に向けて、広報誌や SNS など多様な媒体を活用し、健康に関する情報の提供に努めます。	健康推進課	—	—	—
		食生活改善推進員などによる食育活動や各種教室などを開催し、幅広い世代の健康づくりを支援します。	健康推進課	—	○	—
		通いの場に保健医療の専門職を年3回派遣し、健康づくりの推進と体力向上を図ります。	健康推進課	—	○	—
	各種健診の実施	生活習慣病の早期発見、予防を目的に、特定健診・がん検診などを実施します。また、住民の定期的な受診を推進するために、広報誌やホームページ等で、各種健診に関する情報発信と受診の呼びかけを行います。	健康推進課	—	—	—

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	孤独・孤立対策の推進	高齢者や障がいのある方、ひきこもりがちの方、社会参加が苦手な方などが地域社会とつながりを持てるよう、住民や関係機関によるアウトリーチも含めた孤独・孤立対策を推進します。	住民福祉課 子育て支援課 健康推進課	○	○	○
		地域との関わりづくりに向けて、誰でも参加できる居場所や活動のきっかけづくりを検討します。	住民福祉課	○	○	—
	地域活動の活性化	広報誌やSNSなど多様な媒体を活用し、地域活動に関する情報発信に努めます。	住民福祉課	○	—	—
		住民の地域活動への参加促進のため、区長会や民生委員・児童委員会などと連携し、地域での活動の周知を図ります。	住民福祉課	○	—	—
	地域の居場所づくり	住民同士の交流の促進や居場所づくりのため、村内の空き家や既存施設を活用した地域の居場所づくりを検討します。	住民福祉課	○	○	—
		こどもの居場所づくりや孤立防止、多世代交流を促進するため、子ども食堂を実施している団体の活動を支援します。	子育て支援課	○	○	○
		小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室を週2回行います。教室では、地域の方が指導者となり、学習やレクリエーションなど様々な体験活動を実施します。	教育委員会	—	○	—
		保護者が就労等により昼間家庭を留守にしている児童に対し、放課後児童クラブを設置し、児童の放課後の居場所を確保します。	子育て支援課	—	—	—
	地域づくりに対する支援	住民が主体的に行う地域づくりを推進するため、地域発展につながる地域活性化事業などを提案した団体・事業所に対し、補助金を交付します。	企画観光課	—	○	○

### (3) 担い手の育成・支援

#### 【今後の方向性】

地域福祉の担い手となるボランティアや専門職などの人材の発掘・育成を進めるとともに、地域の福祉活動を推進する民生委員・児童委員や区長、福祉関係団体の活動支援を行います。また、地域活動やボランティア活動に参加する住民を増やしていくため、活動情報や養成講座などに関する情報発信を定期的に行います。

#### 【住民・地域の役割】

- ボランティア活動に関心を持ち、ボランティア養成講座などへ積極的に参加しましょう。
- 各種養成講座などに参加し、困難を抱える人を地域でサポートしましょう。
- 民生委員・児童委員や区長をはじめ、地域のために活動する方や団体に協力しましょう。

#### 【行政の取組】

##### ①地域福祉を推進する個人・団体への支援

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	民生委員・行政区長に対する支援	地域の福祉活動を推進する民生委員・児童委員や行政区長の活動を支援します。	住民福祉課	○	—	—
		民生委員・児童委員や区長と連携を図り、情報共有に努めます。	住民福祉課	○	○	—
	団体間の連携の促進	福祉に関する活動を行う団体や専門機関などが連携した活動や効果的な支援が提供できるよう、関係団体・機関同士の交流、連携の充実を図り、ネットワーク構築を支援します。	住民福祉課	○	—	—
	各種団体の活動支援	民生委員・児童委員をはじめとした地域の福祉活動を推進する個人や団体の活動内容を発信します。	住民福祉課	○	—	—
		活動の場の提供や各種活動を支援します。	住民福祉課	○	○	—

## ②福祉に携わる人材の確保・育成

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	ボランティアの養成	ボランティア活動の参加者増加を図るため、広報誌や村・社会福祉協議会のホームページ、SNS等の多様な媒体を活用して、ボランティア活動の様子・募集情報などを発信します。	住民福祉課	○	—	—
		ボランティア養成講座を実施し、福祉活動の担い手の育成を支援します。	住民福祉課 健康推進課	○	—	—
	認知症サポーターの養成	学校や地域において、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しい理解を持ち、自分のできる範囲で地域に住む認知症の人やその家族を支援する人を養成します。	健康推進課 教育委員会	—	○	—
	ゲートキーパーの養成	村内のゲートキーパー養成に向けて、広報誌やSNSなど多様な媒体を活用し、熊本県等が開催するゲートキーパー養成講座に関する情報を発信します。	住民福祉課	—	—	—
	福祉人材の確保と育成	質の高い福祉サービスの提供に向けて、各種研修や運営指導を実施します。	住民福祉課	○	—	○
		地域の福祉活動に参加する人材の発掘・育成に努めます。	住民福祉課	○	—	○
	生活支援コーディネーターの配置	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターを配置します。	地域包括支援センター	○	—	—
		様々な団体等と連携し、介護予防の取組、居場所づくり、生活支援に取り組みます。	健康推進課	○	—	—

## 基本目標 2 地域を支える基盤づくり

### (1) 一人ひとりの生活を支える支援の充実

#### 【今後の方向性】

村内にはこどもから高齢者、障がいのある方、外国人など様々な方が暮らしています。それぞれの暮らしに必要な支援を提供するとともに、住民ニーズに応じた支援の検討・充実に努めます。また、住民や地域、関係機関との連携を強化し、困りごとを抱える方をすくい上げ、必要な支援につなぐことができる、誰一人取り残さない地域を目指します。

#### 【住民・地域の役割】

- 自分や家族に必要な支援や地域の困りごとがあれば、行政や社会福祉協議会に相談しましょう。
- 行政・社会福祉協議会が提供する福祉サービスについて正しく理解し、適切に活用しましょう。
- 地域に困りごとを抱える人を見つけたら、地域の相談窓口や行政、社会福祉協議会につなぎましょう。

#### 【行政の取組】

##### ①各種福祉サービスの充実

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域でこどもを育む意識の醸成	子育てを地域全体で支援していくため、各種講演会や親子同士の交流機会を設けます。	子育て支援課	○	○	—
	こども家庭センターの運営	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない相談・支援を実施します。	子育て支援課	○	—	—
	子育て支援センターの運営	子育て支援センターをこどもの遊び場や子育て中の親子同士の交流の場として活用します。また、子育てに関する相談を受け付けます。	子育て支援課	—	—	—

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域包括支援センターの運営	介護や医療、健康づくり、権利擁護など、様々な相談を受け付けます。必要に応じて、サービスにつながるなどの支援を行います。	健康推進課	○	—	—
		地域における包括的・継続的なケアを実施するため、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。	健康推進課	○	—	—
	意思疎通支援	聴覚、言語などの障がいがあり、意思の伝達に支援が必要な人に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	住民福祉課	○	○	—
		手話通訳・筆記要約について、講習会等の開催によるボランティアの養成とスキルアップに努めます。	住民福祉課	○	○	—
	住居の確保・就労支援	生活や仕事に不安を抱えている方・世帯に対し、住まいの確保や就労支援など、生活の安定に向けた支援を行います。	住民福祉課 定住促進課	○	—	○
	多文化共生の地域づくり	本村に住む外国人が日本の生活に慣れ親しみ、生活の困りごとを解決できるよう、日本語や日本の文化にふれる機会を設けます。	教育委員会	—	—	○
		各種イベントや交流の機会を通じて、日本人住民と外国人住民の交流を図り、多文化共生の地域社会の実現を目指します。	教育委員会	○	○	○

## (2) 包括的な支援体制の構築

### 【今後の方向性】

多様化・複雑化する課題に対し、地域住民、福祉関係団体、事業者、行政、社会福祉協議会などと連携した、総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、相談支援体制のみならず、支援していく段階においても、連携を図り、課題に対して速やかに対応できる体制づくりを進めます。

### 【住民・地域の役割】

- 困りごとや不安を一人で抱え込まず、民生委員・児童委員や区長などの地域の相談役、行政、社会福祉協議会などに相談しましょう。
- 地域で困りごとを抱える人に気づき、相談に乗り、必要に応じて相談窓口や専門機関を紹介しましょう。

### 【行政の取組】

#### ①相談支援体制の充実

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	相談しやすい体制づくり	子育てや介護、障がい者福祉、生活困窮などに関する相談など、住民のニーズに応じた相談対応ができるよう、保健、医療、福祉分野の連携を図り、各窓口での相談体制の充実に努めます。	住民福祉課 健康推進課 子育て支援課	○	—	○
		単独での対応が難しい相談内容については、庁内関係課、社会福祉協議会、専門機関などと情報共有を図り、連携した支援に取り組みます。	住民福祉課 健康推進課 子育て支援課	○	○	○
	地域拠点における相談支援の充実	こども家庭センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、地域における各種相談先の拠点として、窓口の認知度向上と相談支援機能の充実に努めます。	住民福祉課 こども家庭センター 地域包括支援センター	○	—	—

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	生活困窮者自立支援	経済的に困窮している方・世帯の自立促進に向けた相談支援を行います。関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援の提供に努めます。	住民福祉課	○	—	—
	こころの相談	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童・生徒や保護者等のこころの相談支援を行います。	教育委員会	—	—	—
		阿蘇保健所にて、精神保健指定医によるこころの健康相談を行います。	住民福祉課	—	—	—
	虐待防止の推進	こどもや高齢者、障がいのある方などに対する虐待を防止するために、相談を受け付け、必要に応じて適切な機関へつなぎ、適切な支援を提供します。	住民福祉課 健康推進課 子育て支援課	○	—	—

## ②地域包括ケアシステムの推進

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域包括ケアシステムの構築	高齢者の暮らしを介護や福祉、保健、医療など、様々な面から総合的に支援する身近な相談窓口として、地域包括支援センターを運営します。	地域包括支援センター	○	—	—
		相談を受けた際には、地域包括支援センター内の専門職が連携し、適切な機関につなぎます。	地域包括支援センター	○	—	○

### ③福祉に関わる個人・団体の連携促進

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	福祉関係者の 連携促進	民生委員・児童委員や区長、福祉関係団体などが把握した地域課題について、やまびこネットワーク連絡協議会などの各種機会を通じて、情報共有を図ります。	住民福祉課	○	○	○
		地域活動に関わる団体、個人が横断的に参加するネットワークの構築に向けて、福祉関係団体や事業者の橋渡しを行い、関係者間の相互連携を図ります。	住民福祉課	○	—	—

## 基本目標 3 安全・安心な環境づくり

### (1) 安心して暮らせる環境の整備

#### 【今後の方向性】

高齢者や障がいのある方をはじめ、住民が地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活に必要な移動や買い物、住環境の確保に向けた取組を進めます。住民のニーズや地域の実情を踏まえながら、関係機関や民間事業者との連携を図り、生活の利便性や安全性の向上を図ります。

#### 【住民・地域の役割】

- 南阿蘇ゆるっとバスや予約型乗合タクシーなど、公共交通機関を活用しましょう。
- 移動が困難な人に対し、自分にできることや地域でできることを考えてみましょう。
- 生活するうえで、整備が必要だと感じる箇所がある場合は、行政などへ相談しましょう。

#### 【行政の取組】

##### ①暮らしを支える支援の充実

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	移動手段の確保	住民の日常的な移動手段を確保するため、予約型タクシーやコミュニティバスの運行・利用促進を図ります。また、住民ニーズを踏まえた運行ルート・ダイヤを検討し、適宜見直しを行います。	企画観光課	—	—	○
		高齢者や障がいのある方の移動を支援するため、移動支援事業を推進します。	健康推進課 住民福祉課	○	—	○
		福祉有償運送事業などの制度を活用した移動支援体制の充実を図ります。	健康推進課 住民福祉課	○	—	○

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	日常の買い物 不便解消に向けた支援	日常の買い物に不便を感じている方の負担を軽減するため、民間事業者と連携し、移動販売を活用した買い物支援を行います。	住民福祉課 企画観光課	○	—	○
		巡回日数の追加や巡回エリアの拡大など、住民のニーズに応じた買い物支援の充実について検討します。	住民福祉課 企画観光課	○	—	○

## ②住環境の整備

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	バリアフリー に配慮した生 活環境の整備	「バリアフリー法」や「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設の改修・新設時には、バリアフリーに配慮した整備を進めます。	建設課 住民福祉課	—	—	—
		高齢者や障がいのある方が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設や道路の整備を進めます。	建設課	—	—	—
	住まいの確保 に向けた支援	生活に困窮する低額所得者に対し、公営住宅による居住機会を確保します。	住民福祉課 定住促進課	—	—	—

## (2) 防災・防犯対策の充実

### 【今後の方向性】

災害や犯罪などの様々なリスクに備え、住民が地域で安心して生活できるよう、防災・防犯・安全対策を一体的に進めます。平時からの備えや啓発を進めるとともに、要配慮者への支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。また、災害時や緊急時にも適切な対応ができる体制づくりを進め、地域全体の安全性の向上を目指します。

### 【住民・地域の役割】

- 地域での避難訓練や防災教室に参加し、避難場所や避難方法を確認しましょう。
- 地域の子どもや高齢者を見守りましょう。
- 怪しい電話がかかってきたり、不審な車や人物を見かけたりしたら、地域や行政に情報を共有しましょう。

### 【具体的な取組】

#### ①防災対策と災害時支援の充実

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域防災力の向上と防災意識の醸成	自主防災組織を中心とした地域防災活動について、関係機関と連携しながら支援を行います。	総務課	○	○	○
		地域住民の防災意識向上を図るため、避難訓練や防災教室を実施します。	総務課	○	○	—
		ハザードマップを活用し、災害時の危険区域や避難行動に関する周知を進めます。	総務課	○	○	—
	災害リスクの把握と安全確保	急傾斜地や砂防指定地などの危険箇所について、関係機関と連携し、定期的な点検を行います。	建設課	—	—	—

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	災害時に配慮を要する人への支援体制の充実	関係機関と避難行動要支援者の登録情報を適切に共有し、災害時の支援体制の充実を図ります。	住民福祉課	○	○	○
		自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者に対する個別計画の策定を進めます。	住民福祉課	—	—	—
		災害時に配慮を要する人が安心して避難できるよう、福祉避難所に関する協定の締結や体制整備を進めます。	総務課 住民福祉課	○	—	—
	災害発生時の支援体制の強化	災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、職員の担当地区や業務内容を明確にし、支援体制の強化を図ります。	総務課	○	—	—
		災害時に円滑なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアセンター設置訓練の実施や災害ボランティアの養成を支援します。	総務課 住民福祉課	○	○	○

## ②防犯・安全対策の充実

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域の防犯体制の整備	地域の安全確保に向け、防犯灯の整備を推進します。	総務課	—	—	—
		地域における防犯パトロール活動を推進します。	総務課	○	○	—
	防犯意識の向上	ふれあいサロンや座談会などの機会を活用し、防犯に関する啓発活動を行います。	住民福祉課	○	—	—
		保育園や小学校において、関係機関と連携した防犯教室・交通安全教室を実施します。	総務課 教育委員会 子育て支援課	—	—	—
		消費者トラブルの未然防止に向けた啓発を行います。また、消費者相談室にて、トラブルに関する相談などを受け付けます。	総務課	—	—	—

## 第5章 地域福祉活動計画

---

### 1 基本方針及び事業体系

---

#### (1) 目指す姿

地域福祉活動計画の策定にあたっては、南阿蘇村地域福祉計画と同様に、基本理念を『「地域でつながり、みんなで支え合いながら、自分らしく心豊かにくらしていける」村づくり』とします。

また、基本目標も南阿蘇村地域福祉計画と同様に3つ掲げ、取組を整理し、各種事業を推進します。

#### 基本理念

「地域でつながり、みんなで支え合いながら、  
自分らしく心豊かにくらしていける」村づくり

#### (2) 基本目標

基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

基本目標2 地域を支える基盤づくり

基本目標3 安全・安心な環境づくり

### (3) 基本目標に基づいた取組一覧

基本理念	推進項目	取組内容
「地域でつながり、みんなで支え合いながら、自分らしく心豊かにくらしていける」村づくり	基本目標1 みんなで支え合う 地域づくり	南阿蘇村やまびこネットワーク事業 福祉教育推進事業 福祉総合講座 日本赤十字社関係講習 南阿蘇村福祉運動会 一人暮らし高齢者ふれあい事業 みなみあそボランティアまつりの開催
	基本目標2 地域を支える 基盤づくり	生活福祉資金貸付事業 地域福祉権利擁護事業 生活困窮者自立相談支援事業 地域支援活動事業 法律相談事業 阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会活動 阿蘇南部地区広域ボランティアセンター事業 南阿蘇村地域包括支援センター職員派遣 介護保険事業 介護予防・日常生活支援総合事業 食の自立支援事業 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護） 子育てヘルパー派遣事業 南阿蘇村ファミリーサポートセンター事業 ひとり親家庭支援事業 社協だよりの発行やホームページの管理更新
	基本目標3 安全・安心な 環境づくり	外出支援事業 障害者移動支援事業 災害発生時における災害ボランティアセンターの設置・運営 ボランティアセンターの運営 ちよいとボランティアみなみあそ事業 避難行動要支援者台帳・マップの作成

## (4) 事業体系

基本理念	事業	推進項目	事業内容
「地域でつながり、みんなで支え合いながら、自分らしく心豊かにくらしていける」村づくり	法人運営事業	適正な法人運営と職員の資質向上	理事会・評議員会の開催 地域福祉活動計画の推進 財政基盤の強化 情報公開の推進 事務局体制の充実、職員の資質向上 村施設（久木野総合福祉センター）の管理（村受託事業） エコ・オフィス活動の推進
	地域福祉推進事業	小地域ネットワーク活動の推進	南阿蘇村やまびこネットワーク事業
		広域的ネットワークの構築	阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会活動 阿蘇南部地区広域ボランティアセンター事業
		ボランティア活動の振興	災害ボランティアセンター設置推進事業 ボランティア活動の推進
		総合相談事業の推進	法律相談事業
		広報活動	社協だよりの発行やHPの管理更新
		生活福祉資金の貸付	生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
		福祉サービス利用支援援助	地域福祉権利擁護事業（県社協受託事業）
		地域の福祉人材育成	福祉教育推進事業 福祉総合講座 日本赤十字社関係講習
		地域福祉活動の推進	ひとり親家庭支援事業 南阿蘇村福祉運動会 一人暮らし高齢者ふれあい事業 南阿蘇村ファミリーサポートセンター事業（村受託事業） 子育てヘルパー派遣事業（村受託事業） 生活困窮者自立相談支援事業（県社協受託事業） 地域支援活動事業 ちよいとボランティアみなみあそ事業 マイクロバス貸出事業
各種団体等の事務受託と活動への協力・支援	熊本県共同募金会南阿蘇村委員会の事務局運営 日本赤十字社熊本県支部南阿蘇分区の事務局運営		

基本理念	事業	推進項目	事業内容
「地域でつながり、みんなで支え合いながら、自分らしく心豊かにくらしていける」村づくり	在宅福祉事業	介護保険事業	訪問介護事業（ホームヘルプサービス事業） 通所介護事業（デイサービス事業） 居宅介護支援事業
		介護予防・日常生活支援総合事業	訪問型サービス事業 通所型サービス事業
		地域包括支援センター職員派遣	南阿蘇村地域包括支援センター職員派遣
		障害福祉サービス事業	居宅介護事業
		介護予防事業の受託	外出支援サービス事業（村受託事業） 食の自立支援事業（村受託事業）
		在宅福祉関連事業	福祉用具貸出事業 配食サービス事業
		地域生活支援事業	移動支援事業（村受託事業）

## 2 第4期南阿蘇村地域福祉活動計画

### (1) 事業実施計画

#### 基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

##### 【今後の方向性】

地域での支え合いの輪を広げるため、イベント開催や福祉教育・講習会の実施、交流機会の設置を通じて、住民の福祉意識の向上を図ります。また、ボランティア情報を発信するとともに、各種養成講座の開催や児童・生徒に向けた体験学習を行い、住民の担い手としての活動を支援します。

##### 【具体的な取組】

取組	南阿蘇村やまびこネットワーク事業	実施の方向性	拡充
取組内容	援護が必要な方が地域で安心して生活できるよう、近隣の住民が地域ぐるみで温かく見守り、役割を持ちながら、互いに支え合う地域コミュニティづくりを推進します。		
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇村やまびこネットワーク連絡会を年1回開催します。</li> <li>・地域サロン活動を推進します。</li> <li>・地域福祉座談会を開催します。</li> <li>・福祉総合講座における地域人材を育成します。</li> </ul>		

取組	福祉教育推進事業	実施の方向性	拡充
取組内容	福祉教育を通じて、地域の様々な方との交流の中で、他者を思いやる優しい心や温かい心を育みます。		
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークキャンプを実施します。</li> <li>・出前講座を実施します。</li> <li>・職場体験の受入れを行います。</li> <li>・SW実習の受入れを行います。</li> </ul>		

取組	福祉総合講座	実施の方向性	拡充
取組内容	やまびこネットワークやボランティア、介護保険制度など、地域住民の関心が高い講座を企画立案し、福祉や地域行事等に積極的に携わる人材の育成に取り組めます。		
取組の方向性	年間3コース程度の講座を企画し、地域福祉を推進する人材を育成します。		

取組	日本赤十字社関係講習	実施の方向性	継続
取組内容	日本赤十字社より講師を招き、各種講習を実施することで、福祉人材の確保と育成を図るとともに、地域福祉の推進・地域の福祉力向上を目指します。		
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急法講習会を実施します。</li> <li>・ 健康生活支援講習会を実施します。</li> <li>・ 幼児安全法講習会を実施します。</li> </ul>		

取組	南阿蘇村福祉運動会	実施の方向性	継続
取組内容	高齢者の健康維持と生きがいづくりのため、毎年秋に村内の 60 歳以上の住民等がスポーツを通じて交流を深める南阿蘇村福祉運動会を開催します。		
取組の方向性	老人クラブがない地区に対しても参加の呼びかけを行うとともに、実施内容の充実を図ります。		

取組	一人暮らし高齢者ふれあい事業	実施の方向性	継続
取組内容	高齢者の孤独感の解消や閉じこもり・認知症を予防するため、75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、訪問活動やレクリエーション等を行い、元気で生きがいを持って暮らせるよう支援します。		
取組の方向性	年 3 回程度事業を実施し、レクリエーションや外出等の交流機会を設けます。		

取組	みなみあそボランティアまつりの開催	実施の方向性	継続
取組内容	ボランティア情報の発信と住民相互の交流を深めるとともに、活動への理解や参加のきっかけづくりに取り組みます。また、活動の輪を広げるため「みなみあそボランティアまつり」を開催します。		
取組の方向性	ボランティア月間に合わせて、毎年 11 月に「みなみあそボランティアまつり」を開催します。		

## 基本目標 2 地域を支える基盤づくり

### 【今後の方向性】

社協だよりやホームページ等、多様な媒体を活用し、社会福祉協議会の活動内容や地域福祉に関する情報を発信します。また、子育てや介護、障がい福祉、生活困窮など、一人ひとりの生活を支える支援を引き続き実施するとともに、サービスの質の向上に努めます。さらに、阿蘇圏域の社会福祉協議会や関係機関など、広域での連携を強化し、誰もが安心して暮らし続けられる地域の基盤強化を目指します。

### 【具体的な取組】

取組	生活福祉資金貸付事業	実施の方向性	継続
取組内容	低所得者、障がい者、高齢者に対して、必要な資金の貸付を行います。また、相談支援を通じて、世帯の生活課題を把握し、経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。		
取組の方向性	生活困窮者自立支援事業との連携を図ります。また、無理のない償還が行えるよう、民生委員・児童委員と協働して、償還指導にあたります。コロナ特例貸付償還においても、フォローアップに努めます。		

取組	地域福祉権利擁護事業	実施の方向性	継続
取組内容	判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳や印鑑・書類の預かりなどの支援を行います。		
取組の方向性	受託を継続するとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援を通じて、事業の周知を図ります。また、必要に応じて成年後見制度の啓発を行います。		

取組	生活困窮者自立相談支援事業	実施の方向性	継続
取組内容	複合的な課題を抱えている生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援を行うため、就労支援（ハローワーク）、家計改善（グリーンコープ）等の関係機関との連携を図り、自立を支援します。		
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のネットワークを生かしたアウトリーチによる早期発見に努めます。</li> <li>生活福祉資金貸付事業と連携した効果的な支援を実施し、コロナ特例貸付の償還免除者の状況把握に努めます。</li> </ul>		

取組	地域支援活動事業	実施の方向性	継続
取組内容	アウトリーチ等による地域把握や課題の早期発見を図り、必要に応じて関係機関へつなぎ、継続的な支援体制を整えます。		
取組の方向性	地域の多様化した課題に対し、他機関と連携を図り、共同で取り組みます。		

取組	法律相談事業	実施の方向性	継続
取組内容	日常生活に関する相談から法律等の専門相談まで、多様な相談に対応する相談窓口を開設します。相談には、県弁護士会所属の弁護士が応じます。		
取組の方向性	引き続き年 10 回開催します。		

取組	阿蘇ブロック社会福祉協議会連合会活動	実施の方向性	継続
取組内容	阿蘇やまびこネットワーク事業の普及・啓発事業に取り組むとともに、管内社協と協働して各種研修会等を実施し、広域連携を図ります。		
取組の方向性	各種研修会等を企画するとともに、参画します。		

取組	阿蘇南部地区広域ボランティアセンター事業	実施の方向性	新規
取組内容	熊本地震から 10 年の節目を迎えるにあたり、災害の教訓を風化させることなく、若年層のボランティア活動への参加を促進するため、高森町社協、西原村社協と連携したボランティアセンターを設置し、広域的にボランティア人材を養成します。		
取組の方向性	継続的に実施し、他機関との連携を図ります。		

取組	南阿蘇村地域包括支援センター職員派遣	実施の方向性	継続
取組内容	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けるための相談窓口を設けています。また、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と要介護状態にならないための介護予防に取り組めます。		
取組の方向性	引き続き職員の派遣を行います。		

取組	介護保険事業	実施の方向性	継続
取組内容	要介護認定を受けた方に対し、訪問介護、通所介護、居宅介護支援を実施します。		
取組の方向性	引き続き事業を実施し、制度の変更に応じて適宜見直しを行います。また、地域の福祉課題に即応した質の高いサービスの提供に努めます。		

取組	介護予防・日常生活支援総合事業	実施の方向性	継続
取組内容	事業対象者や要支援認定を受けた方に対し、要介護状態にならないよう、通いによる生活機能を向上させるための機能訓練等を行います。また、居宅を訪問し、利用者自身ができることが増えるよう、生活全般の支援を行います。		
取組の方向性	引き続き事業を実施し、制度の変更に応じて適宜見直しを行います。また、地域の福祉課題に即応した質の高いサービスの提供に努めます。		

取組	食の自立支援事業	実施の方向性	継続
取組内容	食事の調理が困難な人に対し、栄養バランスのとれた弁当を配達するとともに、安否確認を行います。		
取組の方向性	引き続き事業を実施し、制度の変更に応じて適宜見直しを行います。		
取組	障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）	実施の方向性	継続
取組内容	障がいのある人に対し、生活に必要な介護や家事の援助を行います。また、地域の福祉課題に即応した質の高いサービスの提供に努めます。		
取組の方向性	引き続き事業を実施し、制度の変更に応じて適宜見直しを行います。		

取組	子育てヘルパー派遣事業	実施の方向性	継続
取組内容	産後1年以内（多胎児の場合は生後3年以内）の保護者等で、精神・身体的不調、家族の支援がないことなどにより、家事や育児を行うことが困難な世帯に対し、子育てヘルパーを派遣し、精神的・身体的な負担の軽減を図るとともに、保護者等の子育てを支援します。		
取組の方向性	村からの受託により実施します。また、他事業との連携を図ります。		

取組	南阿蘇村ファミリーサポートセンター事業	実施の方向性	継続
取組内容	子育てを援助してほしい人（利用会員）と子育てを援助したい人（協力会員）、会員相互の連絡調整を行い、利用会員の子育てと仕事の両立などを支援します。		
取組の方向性	利用会員と協力会員の会員登録を促すとともに、事業の周知に努めます。		

取組	ひとり親家庭支援事業	実施の方向性	継続
取組内容	春休み期間等にひとり親家庭の親子同士が交流と親睦を図るためのふれあい事業を実施します。また、近隣市町村と合同開催し、交流の場の確保に努めます。		
取組の方向性	実施内容の充実を図り、親子同士の交流を図ります。		

取組	社協だよりの発行やホームページの管理更新	実施の方向性	継続
取組内容	住民の福祉に関する理解を深めるため、福祉サービスや地域福祉活動に関する情報などを掲載した「みなみあそ社協だより」を年6回発行し、全世帯に配布します。また、本会の事業内容や財務状況などをホームページで公開し、総合的な広報の充実を努めます。 【URL】 <a href="https://www.asoyamabiko.jp/minamiaso/">https://www.asoyamabiko.jp/minamiaso/</a>		
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容の充実を図り、引き続き全世帯に配布します。</li> <li>・ 迅速な情報の提供に努めます。</li> </ul>		

### 基本目標3 安全・安心な環境づくり

#### 【今後の方向性】

安全・安心な環境づくりに向け、日常生活の支援と住環境の整備、防災対策を一体的に進めます。住み慣れた地域に暮らし続けることができるよう、外出・移動に関する支援や困りごとを解決するための取組を実施します。また、災害発生時に備えた災害ボランティアセンターの運営訓練や避難行動要支援者の把握に努めます。

#### 【具体的な取組】

取組	外出支援事業	実施の方向性	継続
取組内容	公共交通機関を使用しての外出が困難な人に対し、移送用車両を使用し、病院や公共施設等への送迎を行います。		
取組の方向性	引き続き事業を実施し、制度の変更に応じて適宜見直しを行います。		

取組	障害者移動支援事業	実施の方向性	継続
取組内容	一人での外出が困難な障がいのある方・障がい児の外出や社会参加のため、移動を支援します。		
取組の方向性	引き続き事業を実施し、制度の変更に応じて適宜見直しを行います。		

取組	災害発生時における災害ボランティアセンターの設置・運営	実施の方向性	継続
取組内容	大規模災害時のボランティア活動を支援するため、南阿蘇村と災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定をもとに、災害ごとに委託契約書を作成します。また、災害救援のボランティア活動が円滑に進められるよう、災害ボランティアセンター設置のためのマニュアル作成や開設・運営訓練を行います。		
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇村と災害ボランティアセンターを設置します。</li> <li>・広域で連携した設置・運営訓練を実施します。</li> <li>・マニュアルの見直しを行います。</li> </ul>		

取組	ボランティアセンターの運営	実施の方向性	継続
取組内容	村内のボランティアグループの活動を支援するため、地域資源や人材発掘を行い、ネットワークの強化を図ります。また、村民の自主的な参加を促進するため、ボランティア活動に関する情報収集・提供に努めます。		
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの登録を促進します。</li> <li>・ボランティア連絡協議会の活動を支援します。</li> </ul>		

取組	ちよいとボランティアみなみあそ事業	実施の方向性	継続
取組内容	生活の中のちょっとした困りごとを住民相互の支え合い活動で支援し、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、連絡調整を図ります。		
取組の方向性	事業の周知及び会員の増加を図り、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう支援します。		

取組	避難行動要支援者台帳・マップの作成	実施の方向性	継続
取組内容	行政区ごとの避難行動要支援者台帳及びマップを作成し、平常時から要支援者の状態の把握、安否確認を行います。		
取組の方向性	区長や民生委員・児童委員と連携し、台帳の見直しと更新を実施します。		

## 第6章 南阿蘇村成年後見制度利用促進基本計画

---

### 1 計画の策定にあたって

---

#### (1) 計画策定の背景と趣旨

本村では、高齢化率が40%を超え、高齢者のいる世帯が増加しています。今後は、認知症高齢者の生活や障がいのある方の親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となっていくことが考えられます。高齢化が進行する中で、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、日常生活に必要な判断能力が不十分な方・不安のある方を社会全体で支え、権利擁護に取り組んでいくことの重要性が高まっています。成年後見制度は、そのような方々の暮らしを支えるため、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、本人を法律的に保護・支援する制度です。

国では、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4年3月には、新たな基本計画として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。本村においても、国の計画の方針を踏まえながら、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進し、本村に住む高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で支え合いながら、尊厳のある暮らしを維持できる地域の実現を目指します。

#### (2) 計画の位置付けと期間

本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

#### (3) 計画の期間

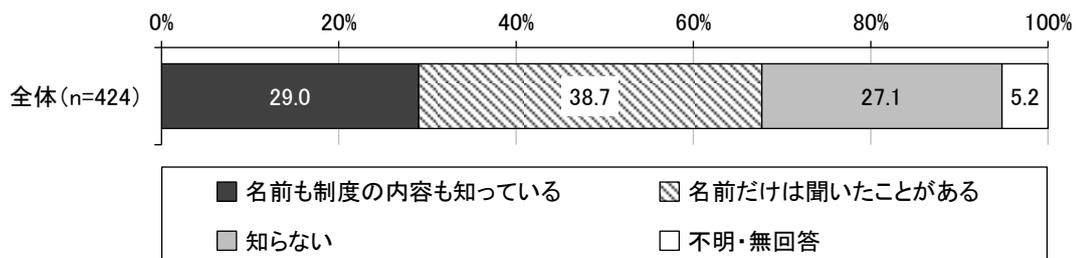
本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 2 南阿蘇村の成年後見制度を取り巻く現状

### (1) 住民アンケート調査の結果概要

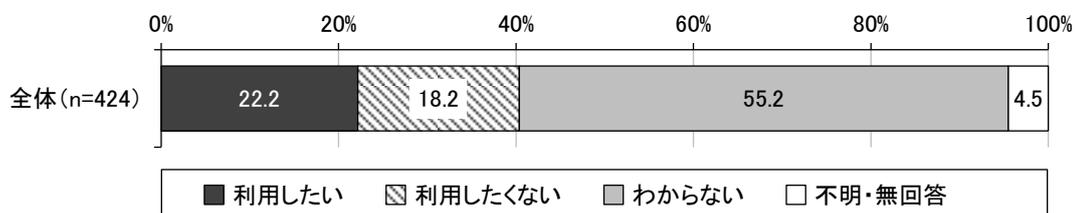
#### ①「成年後見制度」を知っているか（単数回答）

「名前だけは聞いたことがある」が38.7%と最も高く、次いで「名前も制度の内容も知っている」が29.0%、「知らない」が27.1%となっています。



#### ②将来的に判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいか（単数回答）

「わからない」が55.2%と最も高く、次いで「利用したい」が22.2%、「利用したくない」が18.2%となっています。



### 3 取組内容

#### ①成年後見制度の周知啓発

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	成年後見制度に関する広報・啓発	成年後見制度の利用促進、制度の理解、相談窓口の周知に向けて、広報誌やホームページなど、多様な媒体を活用し、情報提供を行います。	住民福祉課 健康推進課 地域包括支援センター	○	—	—
	成年後見制度の理解促進	様々な機会を活用し、成年後見制度の理解を深める取組の実施や制度の周知を図ります。	住民福祉課 健康推進課 地域包括支援センター	○	—	—

#### ②成年後見制度の利用支援

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域連携ネットワークの構築	住民や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、地域での見守りを通じて、支援が必要な方の早期発見と適切な支援の提供に努めます。	住民福祉課 健康推進課 地域包括支援センター	○	○	○
		成年後見制度を利用する際の相談や手続き支援のため、窓口などの相談支援体制の充実、手続きの支援に努めます。	住民福祉課 健康推進課 地域包括支援センター	○	—	—
		日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」の設置を検討します。	住民福祉課	○	—	—
		法律・福祉の専門職や関係機関などが連携し、チームに対して支援を行う「協議会」の設置を検討します。	住民福祉課	○	○	○

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	地域連携ネットワークの構築	広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能などを有する中核機関の設置に向けて、検討します。	住民福祉課	○	—	—
	成年後見制度の利用促進	本人や親族等による申立てが困難な場合、村長が申立て手続きを行う「村長申立て」を行います。	住民福祉課	—	—	—
		成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な方に対し、助成を行います。	住民福祉課	—	—	—
	成年後見人の育成	市民後見人の育成に向けて、後見人養成講座への参加を促します。	住民福祉課	—	○	—
		社会福祉協議会等が実施する法人後見について、関係機関と連携しながら体制整備等の支援を行います。	住民福祉課	○	—	○
		県や近隣市町村と連携し、市民後見人の育成や法人後見の担い手確保に向けた取組を進めます。	住民福祉課	○	—	—

## 第7章 南阿蘇村再犯防止推進計画

---

### 1 計画の策定にあたって

---

#### (1) 計画策定の背景と趣旨

犯罪や非行をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、身寄りがない人など、社会復帰にあたり生活上の課題を抱える人が少なくありません。こうした課題が解消されない場合、再犯につながるおそれがあり、再犯防止は社会全体で取り組むべき課題となっています。再犯防止は、犯罪や非行をした人等を排除するものではなく、必要な支援につなぎ、地域の一員としての立ち直りを支える取組であり、本人の更生と地域の安全・安心の確保の両立につながります。

国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯防止を国・地方公共団体の責務として位置付けました。平成29年12月には「再犯防止推進計画」が策定され、さらに令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されるなど、再犯防止に向けた取組が総合的・計画的に進められています。本村においても、国の計画を踏まえ、関係機関と連携し、犯罪をした人や非行歴のある人が地域で自立した生活を送れるよう、再犯防止の取組を推進していきます。地域全体で立ち直りを支える体制を構築することで、安全で安心して暮らし続けられる地域の実現を目指します。

#### (2) 計画の位置付けと期間

本計画は「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

#### (3) 計画の期間

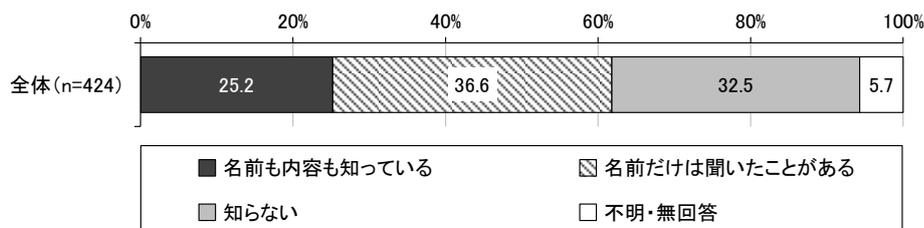
本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 2 南阿蘇村の再犯防止を取り巻く現状

### (1) 住民アンケート調査の結果概要

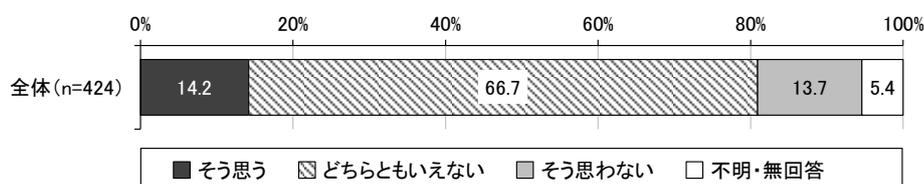
#### ①更生保護について知っているか（単数回答）

「名前だけは聞いたことがある」が36.6%と最も高く、次いで「知らない」が32.5%、「名前も内容も知っている」が25.2%となっています。



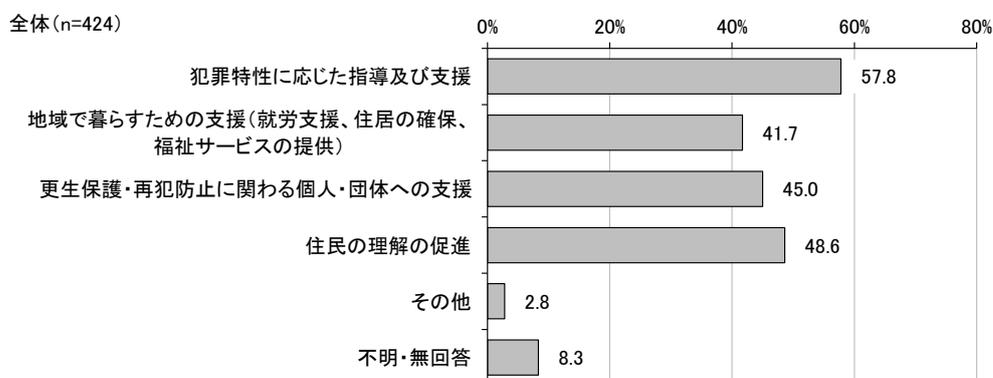
#### ②犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか（単数回答）

「どちらともいえない」が66.7%と最も高く、次いで「そう思う」が14.2%、「そう思わない」が13.7%となっています。



#### ③再犯防止を推進するにあたり、どのような取組が必要だと思うか（複数回答）

「犯罪特性に応じた指導及び支援」が57.8%と最も高く、次いで「住民の理解の促進」が48.6%、「更生保護・再犯防止に関わる個人・団体への支援」が45.0%となっています。



### 3 取組内容

#### ①再犯防止を推進するための体制づくり

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	庁内外の連携による推進体制づくり	庁内関係部署や関係機関との連携を図り、再犯防止に向けた取組を推進する体制づくりに努めます。	総務課	○	—	○

#### ②関係機関と連携した再犯防止の取組

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	就労や住居の確保	就労や住居の確保に課題を抱える人に対し、関係機関と連携し、必要な支援制度や支援機関につなぐことで、生活基盤の安定を支援します。	総務課	○	—	○
	保健医療・福祉サービス利用の促進	保健医療・福祉サービスが必要な人について、県の地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	総務課	○	—	○
	若年者の非行防止と立ち直り支援	若年者の非行防止や立ち直り支援に向け、学校や関係機関、地域と連携し、相談や見守りを通じた支援に取り組みます。	総務課	○	○	○
	更生保護関係者との連携強化	保護観察対象少年の再非行防止のため、保護司と学校等との情報共有・連携を図ります。	総務課	—	○	—
		保護司をはじめとする更生保護に関わる民間協力者と連携し、地域における立ち直り支援を支えます。	総務課	—	○	—

### ③地域における理解促進と非行・再犯防止の環境づくり

No.	取組	取組内容	活動主体			
			行政	社協	住民	事業者
	住民への周知・啓発の推進	「社会を明るくする運動」等を通じて、住民の間に広く再犯防止等の関心と理解を深めるための啓発を行います。	総務課	○	○	○
	地域における見守りと非行防止活動	青少年の非行防止のため、地域でのパトロール活動等を実施します。	総務課	—	○	—

## 第8章 計画の推進

---

### 1 計画の推進体制

---

本計画の推進に向けて、住民、関係団体、社会福祉協議会、行政等、様々な主体と本村の目指す姿を共有し、連携・協働を進めていくことが重要です。

#### (1) 住民・地域の役割

住民は福祉サービスの受け手であるとともに、担い手でもあります。一人ひとりが地域社会の一員であることを認識し、隣近所とのあいさつや声かけなど日頃から地域との関わりを持ち、地域活動に積極的に参加するなど、地域福祉の主体としての実践が求められます。

また、地域共生社会の実現に向けて、住民が互いを理解し、尊重し合うことが重要です。家庭や学校、職場、地域など様々な場面において、相互理解の推進に取り組み、多様性が尊重される村を目指します。

#### (2) 関係団体の役割

地域で福祉活動を行う団体や福祉サービス事業者、NPO法人等の関係団体は、地域社会の一員として、より専門的な立場から地域福祉を支えていく役割を担っています。

地域のニーズを把握しながら、適切なサービスの提供と質の向上に努めるとともに、住民に対して、地域活動等へ参加するきっかけを提供することが重要です。

#### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は地域福祉の推進において中心的な役割を果たす団体として、住民や行政、関係団体等と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくことが求められています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、互いに支え合うことができるよう、地域のニーズに応じたサービスの提供や各機関との連絡調整を図ります。

#### (4) 行政の役割

複雑化・多様化する福祉ニーズへの対応に向けて、住民のニーズを把握し、適切な施策を講じていくことが重要です。庁内での横断的な連携をはじめ、住民や関係団体、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉を総合的に推進します。

## 2 進捗管理

本計画の推進においては、住民、地域、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等の連携・協働が不可欠です。そのため、多様な媒体を活用した計画内容の周知を図るとともに、多機関協働体制の構築に努めます。

また、本計画を実行性のあるものとして推進していくため、P D C Aサイクルの考え方に基づいて、計画の評価・見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関と協議を行います。

